

地域における住宅用火災警報器

設置推進活動事例集

～平成 23 年以降の継続的な活動に向けて～

平成 23 年 3 月

消防庁予防課

【事例集目次】

I. はじめに.....	1
1. 本検討の目的.....	2
2. 検討方法・事例集の構成.....	3
①聞き取り調査（調査票のメール送付によるアンケート調査）.....	3
②現地ヒアリング調査.....	4
II. 消防本部に求められる普及率向上のための活動のポイント.....	5
1. 求められる基本的な姿勢.....	6
①「広報」を積極的に展開する.....	6
②アイデアを積極的に形にする.....	6
③地域コミュニティと積極的に連携する.....	7
2. 普及推進活動のポイント.....	8
①義務感を喚起するアプローチ.....	9
②設置の重要性を喚起するアプローチ.....	9
③記憶に強く残るアプローチ.....	9
④購入・設置をサポートするアプローチ.....	11
⑤アフターケアに関するアプローチ.....	11
⑥地域コミュニティとの連携を図るアプローチ.....	11
3. 具体的な活動計画を立てる際のポイント.....	12
①活動の初期から中盤にかけて.....	12
②活動中盤以降.....	13
III. 普及率向上へ向けた具体的な取組事例.....	14
1. 札幌市消防局（大規模都市）／北海道（地域コミュニティとの連携・チラシ等の配布）.....	15
2. 仙台市消防局（大規模都市）／宮城県（共同購入に関するサポート・マスコミとの連携）...	19
3. さいたま市消防局（大規模都市）／埼玉県（その他の取組・地域コミュニティとの連携）...	23
4. 千葉市消防局（大規模都市）／千葉県 （チラシ等の配布・地域コミュニティとの連携・その他の取組）.....	28
5. 川崎市消防局（大規模都市）／神奈川県（チラシ等の配布・地域コミュニティとの連携）...	32
6. 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部（中～小規模都市）／青森県 （イベントの実施・地域コミュニティとの連携）.....	36
7. 奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部（中～小規模都市）／岩手県 （地域コミュニティとの連携・チラシ等の配布）.....	40
8. 登米市消防本部（中～小規模都市）／宮城県（地域コミュニティとの連携）.....	44
9. 喜多方地方広域市町村圏組合喜多方消防本部（中～小規模都市）／福島県 （イベントの実施・メディアとの連携）.....	48

10. 大子町消防本部（中～小規模都市）／茨城県（地域コミュニティとの連携）	52
11. 東京消防庁麻布消防署（中～小規模都市）／東京都（戸別訪問）	54
12. 稲木市消防本部（中～小規模都市）／東京都 （地域コミュニティとの連携・イベントの実施）	56
13. 入善町消防本部（中～小規模都市）／富山県 （地域コミュニティとの連携・マスコミとの連携）	60
14. 内灘町消防本部（中～小規模都市）／石川県（地域コミュニティとの連携）	63
15. 永平寺町消防本部（中～小規模都市）／福井県（戸別訪問・その他の取組）	66
16. 中津川市消防本部（中～小規模都市）／岐阜県（戸別訪問）	71
17. 蟹江町消防本部（中～小規模都市）／愛知県 （チラシ等の配布・地域コミュニティとの連携）	74
18. 那賀消防組合消防本部（中～小規模都市）／和歌山県 （地域コミュニティとの連携・マスコミとの連携・その他の取組）	77
19. 江田島市消防本部（中～小規模都市）／広島県 （地域コミュニティとの連携・戸別訪問）	81
20. 久留米広域消防本部（中～小規模都市）／福岡県（戸別訪問）	86
IV. 普及率の高い地域における活動の傾向	90
1. アンケートによる聞き取り調査の内容	91
2. アンケートによる聞き取り調査の結果	93
① 普及率の高い地域と低い地域における、効果的と感じる施策の比較	93
② 「チラシ等の配布」に関する分析	94
③ 「消防本部による周知活動」に関する分析	95
④ 「共同購入のサポート」に関する分析	96
⑤ 「戸別訪問」に関する分析	97
⑥ 「地域コミュニティとの連携」に関する分析	98
⑦ 「マスメディアとの連携」に関する分析	99
⑧ その他の傾向	99
⑨ アンケートによる聞き取り調査の結果全体のまとめ	100

1. はじめに

1. 本検討の目的

我が国においては、住宅火災における死者数（放火自殺者等を除く）が平成 15 年以降連続で毎年 1,000 人を突破しており、そのうち約 6 割が高齢者（65 歳以上）であることを考えると、高齢化社会の進展によりさらに増加するおそれがある。翻って米国においては、1970 年代後半から州法での義務付けが始まった住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及に伴い、住宅火災の死者数がピーク時の半数程度にまで減少した事実がある。このため、我が国においても平成 16 年に消防法を改正し、全住宅について寝室等に住警器の設置義務付けを行うこととし、平成 23 年 6 月には既存住宅への住警器の義務化が全国展開されることとなっている。

この義務化を踏まえ、消防庁では、平成 20 年 12 月 17 日に開催された第 1 回住宅用火災警報器設置推進会議で決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、住警器の普及に向けた方策を総合的に推進しているところである。しかしながら、平成 22 年 12 月時点での全国の住警器推計普及率は 63.6%となっており、既に義務化が適用されている地域においても 70.7%に留まっている状況である。また、既に普及率が 9 割に達している地域がある一方で、依然として 3 割程度に留まる地域もあり、地域差がみられるところである。

本事業は、特に普及率が高い地域において、消防本部を中心とした消防機関が展開している各種取組の推進方策が、どのように普及率向上につながったのかについて、その主な成功要因をヒアリング等により調査・分析し、資料として整理することで、普及率が低い地域等における継続的な取組に資することを目的として実施したものである。

2. 検討方法・事例集の構成

本事業においては、次の通り、聞き取り調査（調査票のメール送付によるアンケート調査）、現地ヒアリング調査によって、特に普及率が高い地域において、消防本部を中心とした消防機関が展開している各種取組の推進方策が、どのように普及率向上につながったのかについて、その主な成功要因の調査・分析を行った。

⇒総括は本事例集「II. 消防本部に求められる普及率向上のための活動のポイント」

①聞き取り調査（調査票のメール送付によるアンケート調査）

普及率の高い地域・低い地域の両方の消防本部（合計 47 サンプル）から、住警器普及への取組状況に関するアンケートを実施し、主に、取組状況の違いに関する全体傾向を把握した。アンケートにおいては、普及率をもとに質問対象の消防本部を 3 つに分け、それぞれの消防本部で効果的であると感じる施策に関して回答頂き、結果の比較・整理を行った（図表 1 参照）。

⇒聞き取り調査の結果は本事例集「IV. 普及率の高い地域における活動の傾向」

【図表 1：アンケート調査の概要】

	活動初期～中盤	活動中盤～
実際に実施し、効果的であったと感じる施策	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; background-color: #333; color: white; border-radius: 15px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">普及率の高い地域(80～100%程度)の 消防本部に質問</p> </div>	
	比較	比較
今後の普及に効果的であると 感じる施策	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; background-color: #333; color: white; border-radius: 15px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">普及率の低い地域 (0～20%程度)の 消防本部に質問</p> </div>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; background-color: #333; color: white; border-radius: 15px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">普及率の比較的低い 地域(58.4%前後)の 消防本部に質問</p> </div>

(なお、上の図においては、次の基準により整理を行っている。)

- ・「活動初期」 普及率 0%～50%程度までの段階を想定
- ・「活動中盤」 普及率 50%前後の段階を想定

②現地ヒアリング調査

アンケートを実施した普及率の高い地域や、住宅用火災警報器設置推進会議においてこれまでに事例が取り上げられた地域等の中から、対象を選定し、現地ヒアリングを実施（20 サンプル）した。なお選定は、取組内容ができる限り重複せず、幅広い事例について調査を行うといった観点を踏まえて行った。ヒアリングにおいては、各取組について、成功のポイントや工夫点、効果等について、できる限り具体的な内容を確認した。

⇒ヒアリング調査の結果は本事例集「Ⅲ. 普及率向上へ向けた具体的な取組事例」

II. 消防本部に求められる普及率向上のための活動のポイント

1. 求められる基本的な姿勢

住警器の普及促進が進んでいる地域の消防本部においては、次のような共通する姿勢が見られる。消防本部において普及活動を強化する際には、まずはこうした姿勢を踏まえることが重要となる。

普及促進が進んでいる地域の消防本部において共通性が見られる姿勢

- ・「広報」を積極的に展開する
- ・アイデアを積極的に形にする
- ・地域コミュニティ（※1）と積極的に連携する

※1：婦人（女性）防火クラブ、自治会、町内会、商店会、PTA 等、地域住民の集まりを指す

① 「広報」を積極的に展開する

住警器の設置については、平成 16 年の消防法改正により、すべての住宅を対象として設置及び維持が義務付けられており、既存住宅への設置及び維持の義務付けは、一部の地域においては既に適用され、平成 23 年 6 月までには全国展開されることになっている。しかしながら、罰則等の強制力はないため、自助・共助といった観点から、個人や地域コミュニティの自主的な設置が求められている。自主的な活動を促すためには、あらゆる機会を通じて様々な方法により、住警器設置の重要性等をアピールすることが不可欠である。

消防本部においては、消防防災といった日々の生活に密着した役割を担っていることから、安心・安全に関するテーマについては、地域住民からの信頼感が高いという特徴が挙げられる。そのため、住民の安心・安全の向上とつながりの深い住警器の普及については、消防本部が重要性をアピールすることで、より効果的に普及促進を図ることができると考えられる。実際に、本調査においては、地域コミュニティの方より「チラシ等で住警器設置義務化の話は知っていたが、消防署の方に直接言われたことで、地域で住警器設置推進の取組を進めなければ、という意識が高まった」といった意見も多く聞かれた。

したがって、消防本部による住警器普及促進については、第一に、情報発信を積極的に行う広報の役割を意識して活動することが重要となる。

② アイデアを積極的に形にする

広報活動を展開する際には、広告宣伝等、多くの予算が必要なものもある。一方で、行政、地域コミュニティ、メディア、地元企業等との日ごろからの関係構築や、消防本部職員の工夫により、少ない予算でより多くの人に届く広報活動を行っている例も多く存在する。（次に一例を示す。）

- 行政の広報誌配布ルートを活用してチラシを全戸配布する
- 全消防署でイベントを同時開催してマスコミに取り上げてもらう
- 地域コミュニティの会合やお祭りに頻繁に参加してアピールする
- 住警器に関する問合せ窓口を設置して相談を受け付ける
- 地元のお祭りで配布するパンフレットやうちわに広告を掲載する
- 電気やガスの事業者にもチラシ配布のご協力を頂く
- 子どもに親しみやすいような戦隊ものの寸劇を上演する …等

こうした広報活動のアイデアについては、限られた予算の中でいかに普及促進を図っていくかという課題への取組の結果、生み出されてきたものである。また、本調査においては、取組を行ってきた消防本部の担当者より「住警器普及に関する協力を外部に働きかけた際には、多くの場合、協力的に対応して頂けた」といった意見が多く聞かれた。

このように、動き出してみた結果、推進における障害は比較的少なかった、というケースも少なくなく、積極的にアイデアを形にする姿勢が重要であるといえる。

③ 地域コミュニティと積極的に連携する

消防本部における住警器の普及推進活動においては、販売業者を直接斡旋することが難しい等、職務上、関わるができる範囲に制限も存在する。また、戸別訪問等の直接的なコミュニケーションで地域住民の意識を喚起することは効果的であると考えられるが、訪問を行う人手の確保等の問題から、消防本部による全戸訪問の実施は難しい場合も多い。また、高齢者宅等、対象を絞って戸別訪問を行おうとしても、昨今の個人情報保護に関する動向から、居住者の年齢等の個人情報の入手が難しいケースもある。

こうした課題については、地域コミュニティとの連携によって乗り越えているケースも多く見られる。具体的には、消防団、婦人（女性）防火クラブ、自治会等の地域コミュニティに対して情報提供を行うことで意識喚起を呼びかけ、地域コミュニティが主体となった共同購入や戸別訪問の実施をサポートするといった活動が、様々な消防本部によって行われている。また、本調査においては、特に婦人（女性）防火クラブについては、働きかけを行うことで、口コミによって他のクラブ等へ活動が伝播するケースがあったという話も聞かれた。

このように、住警器の購入・設置をさらに促すためには、消防本部から地域コミュニティに積極的に働きかけて連携し、地域コミュニティによる共同購入や戸別訪問等の具体的なアクションを喚起していくことも重要であるといえる。

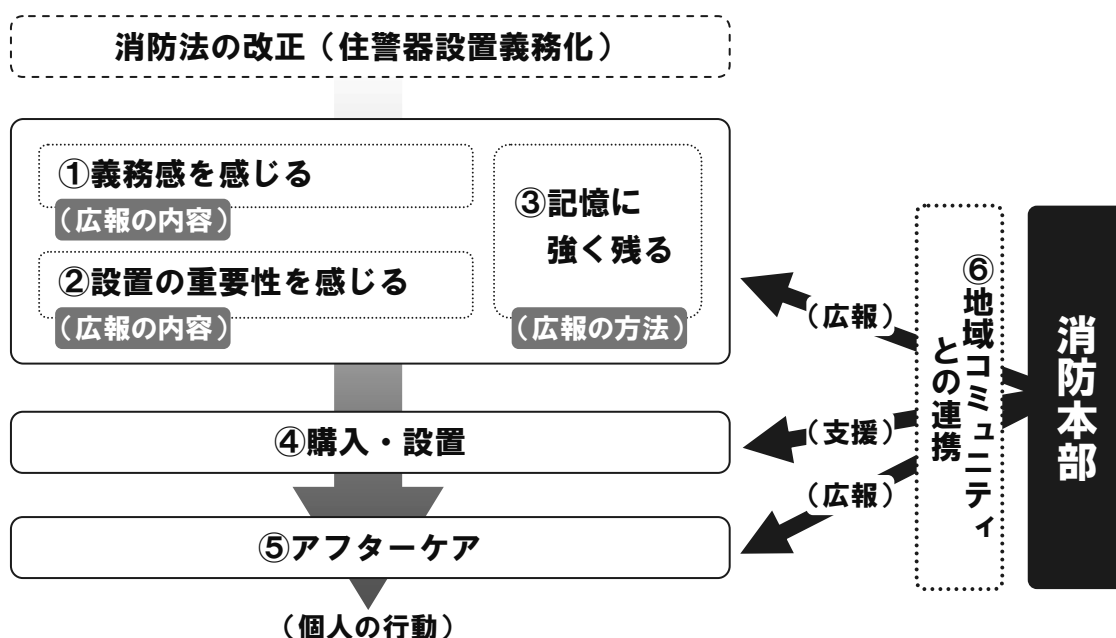
2. 普及推進活動のポイント

住警器の設置については、消防法の改正により、平成23年6月までに既存住宅への設置及び維持の義務付けが全国的に展開されることとなっているが、罰則等の強制力はないため、「義務化」の事実のみでは、多くの個人が「購入・設置」するには至らないことが想定される。一方、安心・安全といったテーマについて、地域住民からの信頼感が高い消防本部が、この「義務化」と「購入・設置」との溝を埋める活動を積極的に行うことで、効率的な普及促進を図ることができたと考えられる。

本事例集においては、本調査において実施したヒアリングの結果をもとに、消防本部における「義務化」と「購入・設置」との溝を埋める活動を「義務感を喚起するアプローチ（下図の①に該当）」「重要性を喚起するアプローチ（下図の②に該当）」「記憶に強く残るアプローチ（下図の③に該当）」の3つに分類し、整理を行った。また、消防本部の住警器普及へ向けた活動は、「購入・設置」至るまでの広報以外にも、「購入・設置」に関するサポート（共同購入や設置に関する支援等）や、「アフターケア」の必要性の広報にまでも渡っており、こうした観点から分類可能なものについても整理を行った。

特に今後、住警器の普及推進の強化を検討されている消防本部におかれては、次の整理結果を参考に、普及推進活動において注力していくポイントを検討し、各消防本部の特性を考慮された上で、積極的な活動を展開して頂きたい。

【図表2：住警器普及促進へ向けた消防本部のアプローチの観点】



① 義務感を喚起するアプローチ

代表的なものは、義務化年月の積極的な広報である。また、中には「自宅で失火した場合、隣近所にも迷惑をかけることになるから、早期の発見が重要である」といった点にも着目して、設置の義務を説明したというケースも見られる。

② 設置の重要性を喚起するアプローチ

代表的なものは、住警器設置の効果や、奏功事例についての積極的な広報である。なお、重要性を喚起するアプローチについては、当初は義務感を喚起するアプローチを行っていたが、義務化年月が過ぎてしまった場合や、普及率が伸び悩んでしまった場合の打ち手として、重要性に関する内容を増やしていった、というケースが多く見られる。

③ 記憶に強く残るアプローチ

記憶に強く残るアプローチについては、各消防本部の独自色が強く、様々な取組が行われている。

《チラシ等の配布について》

より多く満遍なく配布する、といった観点から、次のような取組が行われている。

- 行政の広報誌等と同時に配布、回覧板に添付する等の方法で、全戸配布を実施
- 地域コミュニティや民生委員等に協力を依頼して、配布を実施
- 新聞販売店に協力を依頼して新聞に折り込み、配布を実施
- 電気やガスの事業者に協力を依頼し、点検の際に配布を実施 …等

《ポスターの掲示について》

より多くの人の目にとまるように、といった観点から、次のような取組が行われている。

- 小中学生を対象とした絵画コンクールで、住警器部門を設置し、入選作品を学校や自治会の掲示板等に掲示
- 留まる時間が長い場所、という観点から、銭湯の脱衣所等を選定して掲示 …等

《マスコミとの連携について》

マスコミに取り上げられる機会をできる限り増やす、といった観点から、次のような取組が行われている。

- 全消防署が一斉にイベントを開催する等、話題づくりを行い、プレスリリースを実施
- 日ごろより、規模の大小に関わらずイベント等の機会がある際には、事前の案内、事後の情報提供(写真つき)の計2回、必ずプレスリリースを実施

- 年に1度、日ごろ付き合いのあるプレス関係者を集め、過去1年間に掲載された全ての記事のスクラップや、消防に関する統計データの集計を提供する謝恩会を開催
- 地域で視聴率の高いケーブルテレビやFMラジオ局と連携し、消防に関する広報番組の枠を用意 …等

《消防本部職員による戸別訪問について》

より多くの家庭を計画的に訪問する、といった観点から、次のような取組が行われている。

- 訪問マニュアルを作成して、全職員によって戸別訪問が行うことができる体制を構築
- ノウハウ伝承の視点も踏まえ、ベテランと若手をペアにして、全職員が戸別訪問を実施
- 効率的に戸別訪問を進めるため、設置済みシールを作成・配布
- 効率的に戸別訪問を進めるため、訪問状況・結果について、本部で地図に記録・保管 …等

《広報活動における地域コミュニティとの連携について》

連携してより多くの家庭に対して広報を行う、といった観点から、次のような取組が行われている。

- 地域コミュニティに向けて説明会等を開催し、自主的な活動(共同購入、戸別訪問による周知、等)を呼びかける
- 地域の文化祭や、自主防災組織の訓練等に積極的に足を運び、自主的な活動(共同購入、戸別訪問による周知 等)を呼びかける …等

《各種イベントの実施について》

様々な広報手段で、より多くの人の意識を喚起する、といった観点から、次のような取組が行われている。

- 子どもに親しみやすいような戦隊ものの寸劇を上演し、子どもからの意識普及を図る
- 婦人(女性)防火クラブ員で上演する踊りや寸劇を企画し、女性からの意識普及を図る …等

《その他の活動について》

その他、企業等とタイアップした広告展開や、地域コミュニティとの連携強化、といった観点からも、次のような様々な取組が行われている。

- 地元企業に協力頂き、お祭りで配布するうちわ等に、広告を掲載
- 花火大会の事務局に協力頂き、パンフレットに広告を掲載
- 消防団・婦人(女性)防火クラブと共同でイベントを開催し、地域コミュニティとの連携を深める
- 日々の口コミでの情報の広がり期待し、婦人(女性)防火クラブや民生委員等を対象に勉強会を開催 …等

④ 購入・設置をサポートするアプローチ

共同購入や、購入後の設置促進について、次のようなサポートが行われている。

《共同購入のサポートについて》

主に地域コミュニティを中心に、共同購入が円滑に行われるようにする、といった観点から、次のような取組が行われている。

- 住警器の共同購入の実施方法に関する勉強会等を開催
- 共同購入に関するノウハウ集の配布
- 協議会等を設置して地元の住警器販売業者のリストを作成する、地元の住警器販売業者の協会を紹介する、業者を集めたイベントを実施する等の方法により、業者選定のサポートを実施
- 行政機関が共同購入に関する事務の一部を請負い、集金や発注等のサポートを実施

《購入後の設置促進について》

購入された住警器が正しく設置されるようにする、といった観点から、次のような取組が行われている。なお、共同購入においては、販売業者が設置までを行うケースも多く見られる。

- 春や秋の火災予防運動の際の戸別訪問時に、購入後の設置状況について確認を行い、設置されていない場合は消防団等と連携して設置のサポートを行う

⑤ アフターケアに関するアプローチ

チラシ等で、住警器の設置促進に関する内容とともに、数年～10年前後で訪れる住警器の電池の寿命等を視野に入れ、アフターケアに関する広報を行っているケースも見られる。

⑥ 地域コミュニティとの連携を図るアプローチ

より多くの地域住民にアプローチするためには、消防団や婦人（女性）防火クラブ等の地域コミュニティとの連携も非常に重要となる。多くの消防本部においては、地域コミュニティの会合等に頻繁に出席し、住警器設置や共同購入に関する説明会を開催するといった活動が行われている。その他にも、地域コミュニティと協力してお祭り等のイベントを実施することにより、連携の強化につながったというケースも見られる。

3. 具体的な活動計画を立てる際のポイント

普及推進活動のポイントについては前項の通りであるが、各消防本部において具体的な活動計画を立てる際には、普及促進活動のこれまでの取組状況や、都市の規模によって、注力のポイントを検討する必要性が考えられる。

【図表 3：普及推進活動の取組状況や都市の規模を踏まえた注力のポイント】

	活動初期～中盤	活動中盤～
都市の規模： 大規模	チラシ等の配布 共同購入に関するサポート との連携 マスコミ	戸別訪問 との連携 地域コミュニティ の実施 イベント
都市の規模： 中～小規模		

なお、上の図においては、次の基準により整理を行っている。

- 「活動初期」 普及率 0%～50%程度までの段階を想定
- 「活動中盤」 普及率 50%前後の段階を想定
- 「都市の規模:大規模」 政令指定都市規模の大都市を想定
- 「都市の規模:中～小規模」 政令指定都市以外の市町村を想定

① 活動の初期から中盤にかけて

活動の初期から中盤にかけては、「チラシ等の配布」「共同購入に関するサポート」「マスコミとの連携」が注力のポイントとして挙げられる。この段階における特徴としては、(1) 義務化の認知率を上げる、(2) 購入方法に関する情報提供を行う、の2点が挙げられる。

《都市の規模に関わらず実施されている事項について》

- 「チラシ等の配布」については、都市の規模に関わらず、まずは義務化の認知率を上げるといった観点から実施している消防本部が多く見られる
- 「共同購入に関するサポート」については、都市の規模に関わらず、「どのように購入すれば良いか」といった地域住民の疑問や、悪質訪問販売の問題を解決する手段として、比較的多くの消防本部が実施している

《特に大規模の都市で実施されている事項について》

- 「マスコミとの連携」については、人口が多く、戸別訪問等で直接的なコミュニケーションの徹底が図ることの難しい規模の大きな都市ほど、積極的に行われている傾向がある
- この背景には、広告宣伝には大きな予算がかかるといった要因もあるが、一方で中～小規模の都市においても、マスコミとの日々のコミュニケーションを積極的に行い、記事での掲載に結び付ける等の工夫によって、成果を上げているケースもある

② 活動中盤以降

活動の中盤以降については、「戸別訪問」「地域コミュニティとの連携」「イベントの実施」が注力のポイントとして挙げられる。この段階における特徴としては、住警器の重要性を強く訴えて購入・設置を促す、といった点が挙げられる。

《特に中～小規模の都市で実施されている事項について》

- 「戸別訪問」については、春や秋の火災予防運動等の機会を活用して全戸訪問を行い、地域住民に住警器の設置を直接呼びかけているケースが多く見られる
- 一部、大規模の都市においても、全職員が稼働して全戸訪問を行っているケースもある

《特に大規模の都市で実施されている事項について》

- 「地域コミュニティとの連携」については、地域コミュニティの代表者等、共同購入の推進主体となる関係者を集めた大規模な勉強会等を開催し、地域コミュニティにおける共同購入の推進を行っているケースがある
- また、中小規模の都市においても、消防団等の地域コミュニティの協力を得て、戸別訪問等を継続的に実施しているといった連携を行っているケースも見られる

《特に中規模の都市で実施されている事項について》

- 中規模の都市で、消防本部に住警器の普及推進に関する専任の担当者がある場合等の一部のケースでは、様々な独自のアイデアを形にして、「イベントの実施」を行っているケースが見られる
- 特に子ども対象としたイベントを実施しているケースが比較的多く見られ、具体的には、子どもに親しみやすいような戦隊ものの寸劇の上演や、訓練の公開等を含めた大規模なイベントの開催を行っているケース等がある

Ⅲ. 普及率向上へ向けた具体的な取組事例

1. 「住宅防火アドバイザー」制度による消防団と連携・企業等と協力した広報活動・購入後のアフターケア情報の広報 ／札幌市消防局(北海道)

【地域コミュニティとの連携】「住宅防火アドバイザー」制度による消防団との連携

- ✓ 消防本部の職員だけでは戸別訪問を行うことは難しいため、消防団の協力による戸別訪問を推進
- ✓ 消防本部による講習を受けた消防団員を「住宅防火アドバイザー」として認定し、特に高齢者世帯を中心に、戸別訪問を実施

【チラシ等の配布】企業等と協力した広報活動・購入後のアフターケア情報の広報

- ✓ 一般の企業に協賛頂き、お祭りや街頭で配布するための団扇やティッシュを作成
- ✓ 生活インフラの企業に協力頂き、多くの家庭へのチラシを配布
- ✓ 義務化の平成 20 年ごろより、メンテナンスに関するチラシを作成し、配布を行った

消防本部名	札幌市消防局
職員数	約 1,770 名
所轄地域 (人口の規模)	札幌市 (約 1,910,000 人)
義務化年	平成 20 年

(平成 22 年 9 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

札幌市消防本部では、地域コミュニティや一般企業等と連携し、戸別訪問や多くのチラシ等の配布を実現している。

地域コミュニティとの連携については、「住宅防火アドバイザー」制度を設け、消防本部による講習を受けた消防団員を認定。認定を受けた消防団員による戸別訪問を推進している。チラシ等の配布については、一般企業とタイアップして配布物の作成を行った他、生活インフラの企業とも連携し、多くの地域住民へ向けた配布を行っている。また、アフターケアに関するチラシについても、作成・配布を行い、地域住民の知識向上に努めている。

(特徴的な取組)

- ✓ 「住宅防火アドバイザー」制度による消防団との連携
- ✓ 企業等と協力した広報活動
- ✓ 購入後のアフターケア情報の広報

(その他の取組：意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ 「住宅用火災警報器の手引き」の作成・活用
- ✓ 民生委員へ向けた勉強会の実施

(その他の取組：共同購入に関する活動)

- ✓ 消防署主導による共同購入の推進

(2) 消防本部（消防署）における特徴的な活動

①「住宅防火アドバイザー」制度による消防団との連携について

所轄する範囲が非常に広範に及ぶこともあり、消防本部の職員による戸別訪問では人手に限界もあることから、札幌市消防本部では平成18年から、消防団と連携した戸別訪問を実施している。具体的には、住警器に関する基礎知識や、訪問の際の注意点等についての講習を、希望する消防団員に実施し、「住宅防火アドバイザー」として認定。認定を受けた消防団員によって、特に高齢者世帯を中心に戸別訪問が行われている。

なお、講習においては、次の項で示す「住宅用火災警報器の手引き」等を活用した。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 「住宅防火アドバイザー」として制度化したことにより、消防団員の方のやりがいを喚起することにもつながった

●効果等

- ✓ 個人情報の取得が難しいといった事情もある中、高齢者世帯を中心とした効率的な戸別訪問を実施することができた

②「企業等と協力した広報活動」について

広報に関する予算が限られる一方、広範な範囲にわたって広報が必要であるといった課題に対応するため、様々な企業と連携した活動を行った。具体的には、チラシ等の作成においては、主に地元の企業に協力を呼びかけ、協賛を頂いて、お祭りや街頭で配布するための団扇やティッシュを作成した。また、配布においても、電気関連の事業者等、生活インフラ企業の協力を仰ぎ、より多くの地域住民に対するの広報を行った。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 「ダメで元々」といった意識で、企業の広報窓口等に電話をかけ、協力を仰いだところ、思った以上に協力に対して前向きに対応して頂けた
- ✓ ケースによっては、消防本部の部長等から協力を仰いだことが、功を奏したケースもあった

●効果等

- ✓ 消防本部単体で動くより、より多くの周知を行うことができた

③「購入後のアフターケア情報の広報」について

義務化となった平成 20 年より、早くから購入した人に対する配慮の面から、アフターケアに関する広報も開始した。住警器の取扱説明書等を参考に必要な情報を検討し、チラシの内容を決定、配布を行った。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 早くから購入した人への配慮の観点から、維持管理等のアフターケアに関する周知を行った
- ✓ 先進事例がない中、住警器の取扱説明書等を参考に、チラシを作成した

●効果等

- ✓ 今後発生するアフターケアの課題について、先手を打って動くことができた



(3) 消防本部（消防署）におけるその他の活動

①「住宅用火災警報器の手引き」の作成・活用について

住警器の普及活動に際して発生する職員の対応ノウハウを逐次集約し、「住宅用火災警報器の手引き」として編集した冊子を作成。設置、維持管理、不適正な訪問販売に関することから、奏功事例まで、問い合わせがよくあるものについて Q&A 形式でまとめた。

手引きは、ホームページ(※)にアップロードして公表した他、消防本部職員のマニュアルとしても利用された。また、前述の「住宅防火アドバイザー」の講習資料の材料としても活用された。

※URL <http://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/boka/juutakuyou/kasaikeihouki.html>

②「民生委員へ向けた勉強会の実施」について

義務化が終了し、ある程度普及率が高まった現在でも、さらに普及率の向上を図るために、民生委員との連携についての検討を行っている。具体的には、新任の民生委員が集まる場での勉強会を実施し、住警器に関するチラシを配布して頂くことを計画している。

この背景としては、個人情報保護の動きから、高齢者世帯の情報がなかなか得られないことが挙げられる。

③「消防署主導による共同購入の推進」について

各消防署が軸となり、日々、付き合いのある地域コミュニティにアプローチを行って、共同購入の推進を行った。

取組の初期から行ったことで、悪質訪問販売を排除できるという効果が上がった他、地域で同機種を使っていると隣近所で使い方を教え合える等の副次効果の声も聞かれた。

2. 展示会方式による共同購入説明会の実施・「地震防災アドバイザー」のチャンネル等を利用した報道機関等に対する積極広報 ／仙台市消防局(宮城県)

【共同購入に関するサポート】 展示会方式による共同購入説明会の実施

- ✓ 市内の販売業者等に共同購入の協力要請を行うとともに、町内会や自主防災組織を単位とする共同購入推進のきめ細やかな資料を作成し、各署に通知して、町内会等における共同購入を推進した
- ✓ 消防本部が作成した「展示会方式を活用した住警器説明会の実施例」において、説明会のきめ細かな標準的な実施要領を示すとともに、留意事項等も示した
- ✓ 各町内会長及び協力団体等への積極的な働きかけが功を奏している

【マスコミとの連携】 「地震防災アドバイザー」のチャンネル等を利用した報道機関等に対する積極広報

- ✓ 報道等に係わりある「地震防災アドバイザー」のチャンネル等を利用して報道機関に働きかけ、住警器の特集記事等の新聞掲載につなげている

消防本部名	仙台市消防局
職員数	約 1,100 名
所轄地域 (人口の規模)	仙台市 (約 1,037,000 人)
義務化年	平成 20 年

(平成 22 年 9 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

仙台市消防局では、約 40 万世帯を超える既存住宅への設置に向けて、消防長会の下部組織として、「住宅用防災機器推進連絡会」を設置するとともに、消防本部と各消防署に住警器の担当者を置き、組織内の連携を深め対応している。

また、地域コミュニティや地域のメディアとの構築された関係をフル活用して、普及活動に積極的に取り組んでいる。

特に、町内会における共同購入に重点を置き、各署が実施する町内会等を通じた住警器

の説明会(標準的な実施要領を局が作成配布)において、住警器の説明と共同購入説明会を同一場所・同一時期に実施して、効率よく推進している。

メディアとの連携については、日頃からのつながりの他に「地震防災アドバイザー」のチャンネル等を利用して、報道等に対する広報を積極的に行っている。

(特徴的な取組)

- ✓ 展示会方式による共同購入説明会の実施
- ✓ 「地震防災アドバイザー」のチャンネル等を利用した報道機関等に対する積極広報

(その他の取組:意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ 時期に応じた様々なチラシの作成と配布による日々の周知活動
- ✓ 住警器の補助金制度等についての紹介

(2) 消防本部(消防署)における特徴的な活動

①「展示会方式による共同購入説明会の実施」について

仙台市消防局では、多数の既存住宅への設置促進を図るために、町内会における共同購入に重点を置き、各消防署が実施する町内会等を通じた住警器についての説明会に併せて、共同購入説明会を実施して、購入促進を効率よく推進している。

このために、消防本部がきめ細かな標準的な実施要領「展示会方式を活用した住警器説明会の実施例」を作成し、各署に配布する形で、留意事項等も示している。各消防署は、本要領で町内会への働きかけ等手順に沿って行えばよいようになっている。この取組の特徴は、消防本部による住警器の説明と、販売業者による共同購入展示説明会を同一の場所で行うことで、具体的な共同購入に結びつけることにある。



●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 消防本部によって住民等に対しチラシ等により住警器の動機付けを行った後、住警器の説明という形で、販売業者による共同購入展示説明会を同一場所で行い、住民の意識が高いうちに具体的な共同購入の話へとつなげた
- ✓ 「展示会方式を活用した住警器説明会の実施例」を作成して各消防署に配布し、きめ細かな計画指導を行ったことにより、様々な町内会において、標準的な形での説明会等が実施され、住民にとって地域格差が生じなかった

- ✓ 消防本部は、消防機器の協同組合等を通じ、市内の販売業者等に共同購入の協力要請を行い、共同購入の推奨はするものの、その選択権は町内会等にあるものとし、町内会等が直接、出展販売業者と交渉することとした（消防関係者は、場の提供のみを行った）
- ✓ 町内会等にとっては、各住警器の機能、価格等の説明を直接販売業者等に聞くことにより比較確認でき、業者も選定できるようになっている
- ✓ 住警器等の説明後、平成 19 年度には各町内会長（対象：約 1,200 町内会）に対してアンケートを実施（説明会の希望の有無、共同購入の予定等を確認）し、また、平成 20 年 3 月からは市民 2,000 人に対して郵送における簡易な数問の無作為アンケートを毎年継続的に実施し、アンケート結果を踏まえ、その後の活動に取り組んでいる
- ✓ 各署を通じた、町内会長等への働きかけが、功を奏している

●効果等

- ✓ 消防局調査による町内会 1,182 ヶ所のうち、1,098 ヶ所で説明会を実施し、771 ヶ所が共同購入で住警器を調達している
- ✓ 公的機関である消防局等が関係することにより、町内会等にとっては安心できる販売業者からの購入が可能となり、また、消防局等にとっては、協会等を通じて購入世帯数等も把握が容易となっている

②「地震防災アドバイザー」のチャンネル等を利用した報道機関等に対する積極広報」について

住民に対する広報の重要性を認識し、消防局のホームページ（※）や市の広報誌（「市政だより」等）に掲載のみならず、消防団員や婦人防火クラブ員等を通じて普及啓発チラシの配布等を行うとともに、「地震防災アドバイザー」とマスコミとの繋がり等を利用し、時期に応じた記事や消防の分析結果等もお知らせして特集記事を掲載して貰っている。

「地震防災アドバイザー」は、市民公募の上、一定の講習等を受けて認定された職員で、消防本部と各消防署に在籍している。同アドバイザーは、地域コミュニティの講習会に参加する他、ラジオ番組や新聞特集記事への協力（コメントや座談会への参加等）も行っており、地域の防災意識向上に貢献する活動を行っている。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 約 10 年前に設けた「地震防災アドバイザー」による日頃からのマスコミ等とのつながりの関係を通じて、「住警器」についても、時期に応じた報道記事等の掲載へとつなげている

●効果等

多数の広報媒体(TV、新聞)を活用した普及啓発活動を実施し、新聞記事として「住警器」設置効果の特集記事として掲載して頂くことにより、住民に幅広く「地域ぐるみ奏功事例」の周知へとつながっている

※URL <http://www.city.sendai.jp/syoubou/yobou/bousaikiki/>

(3) 消防本部(消防署)におけるその他の活動

①「時期に応じた様々なチラシ等の作成と配布による日々の周知活動」について

チラシ等の作成においては、時期に応じて、設置義務化や必要性等の重視、共同購入等を訴えるため、数種の内容のパターンを用意した。広報の予算が限られる中、住警器販売業者が加入する業界団体等の協力のもと、チラシ等には住警器販売業者の広告入れる等の方法で、製作・印刷費用を抑えることができた。

これらのチラシ等の配布は、女性防火クラブや消防団、関係機関・団体等への説明の他、町内会等における説明や共同購入推進時、火災予防運動期間中のイベント、消防訓練、講習会、女性防火クラブ等の街頭宣伝時等において、あらゆる機会を通じて行った。

②「住警器の補助金制度等についての紹介」について

高齢者や障がい者の災害弱者に対しては、訪問指導の中で、住警器設置の話をして、設置状況を確認している。

市の障がい者に対しては、ホームページ(※)にも掲載していたが、訪問指導の中で、区毎における住警器の補助金制度(申請要件等)についての紹介を行ってきた。

また、平成21年度には、高齢者等世帯に対して、国の緊急雇用創出制度を利用し、延べ9名を雇用((社)防災安全協会に委託)し、住警器の取付支援を行った。

具体的には、消防本部で災害弱者を把握した上で、取付希望のアンケートをとり(約4,000人にアンケートし、電話フォロー等により、8割の回答を得た)、希望150世帯に対しては器材を購入して貰い、訪問して無償取付支援等を行った。また、町内会によっては、消防団が取付支援を行った。

※URL <http://www.city.sendai.jp/syoubou/yobou/bousaikiki/>

3. 消防本部への住宅防火対策検討委員会設置や各消防署への住警器設置普及体系明示による積極的な活動・住宅防火モデル地区指定事業における集中的な対策の実施

／さいたま市消防局（埼玉県）

【その他の取組】 消防本部への住宅防火対策検討委員会設置や各消防署への住警器設置普及体系明示による積極的な活動

- ✓ 消防本部・各消防署で認識統一を図り活動の足並みを揃えるために、消防本部内に「住宅防火対策検討委員会」を設置し、住警器普及に関する課題を検討することで、消防本部と各消防署の現場との連携を深めることにつながり、様々な各種施策が実行に結び付いた
- ✓ 住警器設置普及体系を明示することにより、普及活動の標準化が図られ、各署の足並みを揃えることができた

【地域コミュニティとの連携】 住宅防火モデル地区指定事業における集中的な対策の実施

- ✓ 総合的な住宅防火の観点から、住警器設置を位置付け、モデル地区の1年後の具体的な数値目標を掲げさせ検証することにより、設置率のさらなる向上を目指している
- ✓ 消防と自治会との間で、当該地区の防火に対する課題を共有され、緊密に連携した取組を行うことができた

消防本部名	さいたま市消防局
職員数	約 1,300 名
所轄地域 (人口の規模)	さいたま市 (約 1,233,000 人)
義務化年	平成 21 年

(平成 23 年 3 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

さいたま市消防局では、消防法改正による住警器設置義務化を受け、早期からの住宅防火対策の効果的な推進の中で、住警器の早期設置に取り組み、住宅防火対策検討委員会等の検討を中心として、関係課等と調整を行うとともに、関係機関に対して周知と協力依頼を行ってきた。

また、市民に対しては、住警器設置義務化を周知することが重要と考え、各種の媒体等を使った広報活動を実施してきている。

住警器設置義務化後の取組では、住宅防火の総合的対策として、住宅防火モデル地区指定事業を開始し、その中で、同地区の「住警器」の普及率達成目標を具体的な数値目標として定め、各消防署が地域住民とのコミュニケーションを密に行う等、普及へ向けた積極的な活動が行われている。

(特徴的な取組)

- ✓ 住宅防火対策検討委員会等の設置による住警器設置普及体系の明示
- ✓ 住宅防火モデル地区指定事業における集中的な対策の実施

(その他の取組：意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ 各種広報手段を通じた積極的広報の実施
- ✓ 住警器設置義務化 1ヶ月前の強化月間の様々な取組活動
- ✓ 高齢者世帯に対する「住宅用火災警報器取付サポート制度」の実施

(その他の取組：共同購入に関する活動)

- ✓ 「住宅用火災警報器共同購入の手引き」の作成と自治会長等への紹介

(2) 消防本部（消防署）における特徴的な活動

①「住宅防火対策検討委員会等の設置による住警器設置普及体系の明示」について

さいたま市消防局では、住警器設置義務化について、消防本部・各消防署で認識統一を図り活動の足並みを揃えるために、消防本部内に「住宅防火対策検討委員会」を設置し、住警器普及に関する課題を検討するとともに、各消防署に対しては「住宅用火災警報器設置普及体系」を作成する等、積極的な活動を行ってきた。

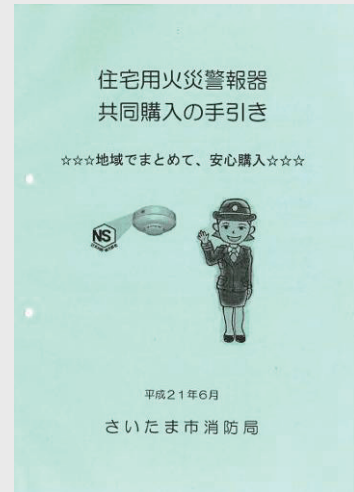
同委員会は、予防部長を長にして、次長、総務課長（分団所管）、10署長の13名で構成し、さらに下部組織として、10署の管理指導課員と本部の査察指導課・予防課に広報担当を加えた16名で構成する「作業部会」が設けられている。この組織により、消防本部を中心としたコミュニケーションが図られ、普及活動等各種施策が円滑に推進された。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 消防局と各消防署の双方からの参加者による委員会と作業部会の設置により、一方的な指示・指導ではなく、施策遂行に対して一体感(各種アイデアの創出や現場における問題解決)をもって取り組むことができた
- ✓ 各署の普及活動のバランスをとるために「住宅用火災警報器設置普及体系」を明示した
- ✓ 作業部会が、様々な施策を打ち出しては、すぐに委員会の事務局等による検証作業等を行い、積極的に具体的な行動へとつなげたことで、様々な課題を乗り越えて活動することができた

●効果等

- ✓ 同委員会の設置により、住警器設置普及事業が、消防局の当面の重要課題として位置付けられ、以後の活動を容易にした
- ✓ 「住宅用火災警報器設置普及体系」の明示によって、普及活動の柱が生まれた



②「住宅防火モデル地区指定事業における集中的な対策の実施」について

住警器義務化後の対策として、住宅防火の総合的な対策を検討する中で、住宅火災の被害低減等と市民の防火意識の高揚を図るために、市内10地区に対し、住宅防火モデル地区指定事業を開始した。

同事業は、各消防署と自治会との緊密な連携(双方向のコミュニケーションによる消防の理解)が必要との認識に立ち、署の管区の1地区を1年間モデル地区として指定することによって、住警器の設置普及をはじめとした各種の防火対策を積極的に推進するものである。

モデル地区に対して、消防から同地区の代表者への指定交付書を送付し、住宅防火に係るアンケート(世帯対象で、やり方は任意)により同地区の弱みを確認し、1年後における2つの防火達成目標を数値設定(住警器は必須:設置率について現状値を踏まえた目標値)し、目標実現に向けて対策をとって、年度末に検証する。この間、様々な防災等訓練、講話、救急講習、消防車による広報活動とともに、住警器の普及啓発活動も実施する。また、この取組により、隣接区域への波及効果を期待している。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ モデル地区として、各署管区の1地区の指定により、消防と自治会との間で、住宅防火に係る地区としての具体的な問題点等(アンケートによる弱みの抽出)を洗い出すことができ、地域密着の解決が容易となり、集中的・効果的な防火対策が可能となった
- ✓ 自治会が、現状把握後、1年後の達成目標を数値化して示し検証することにより、具体的な目標に向けた改善対策をとることにより、住宅防火に対する自主的な活動を促すことができた
- ✓ モデル地区と明示することにより、地区防火に対する代表との住民意識を高めるとともに、今後は、他の地域における競争意識の醸成も期待できる

●効果等

- ✓ 各自治会が、モデル地区と指定され1年後に検証されることにより、同地区の住宅防火の弱点を把握し、対策を考える上で、地域住民と消防署とのコミュニケーションが図られ、関係が密接になる
- ✓ 住警器の具体的な現状設置率を把握し、1年後の目標設定をすることにより、具体的な改善が期待できる
- ✓ モデル地区の取組状況を見た隣接区域における、波及効果が期待できる

(3) 消防本部(消防署)におけるその他の活動

①「各種広報手段を通じた積極的広報の実施」について

市民に分かりやすく広報する必要があるとの認識で、周知を重視して、可能な様々な広報手段等を利用して活動してきている。まずは「市報 さいたま」(全50万世帯に配布)に、住警器設置義務化等の掲載(年間3~4回掲載、年1回は特集記事)を依頼した。

自治会を通じては、ポスターの掲示やチラシの回覧をお願いした。

チラシ等の作成配布(市報と同時配布、イベント等での配布等)、ポスターの公共施設・自治会掲示板への掲示の他、市が所有する駅前のオーロラビジョンを利用した広報を行っている。また、民間事業者にも積極的に働きかけを行い、サッカースタジアムのスクリーンでの宣伝の他、地域の3社の民間バス事業者が運営するバスの中には、ポスターの中吊りとともに車内放送を流す等、様々な協力を得ることができた。その他にも、各種イベントにおいては、ブースを設定して貰い、ミニハウス等での実演を行い、関心を促す等の活動を行っている。

各消防署における活動としては、懸垂幕、看板を設置する他、防災センターや公民館等には、住警器付き啓発パネルや機器等を展示した。また、男性消防団員の他に、女性消防団員(「広報指導分団」)や少年消防団員(10団:小学4~6年生で約200名)による駅等での街頭宣伝で、チラシ等の配布も行った。さらに、音楽隊演奏時に住警器の宣伝をする、行進時にパレードの先頭に横断幕を掲げる等の協力が得られた。特に、定期演奏会時には、スポット

的な住警器の広報の他に、寸劇やさいたまのキャラクター(ヌウ)を活用した住警器の宣伝も実施している。

火災予防運動期間には、消防本部の職員が民生委員と一緒に高齢者宅への防火訪問した際に、チラシや啓蒙品(生活用品に住警器のシール表示等)の配布とともに、住警器の早期設置についてお願いしている。さらに、テレビやラジオ放送機関に対し、住警器広報のお願いをして、スポット的に取り上げてもらう等の協力も得ることができた。

②「住警器設置義務化 1ヶ月前の強化月間の様々な取組活動」について

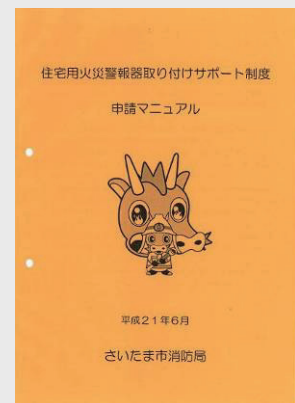
設置義務化まであと1ヶ月の時期には、「強化月間」として、前項の取組活動に加え、タクシー内の広告、テレビ(NHK ラジオ、TV さいたま、CATV)放送、大型店舗での店内放送、区役所等における大型スクリーンでの表示、地域のフリーペーパーへの掲示等、予防課や作業部会での様々なアイデアを実現していった。

③『高齢者世帯に対する「住宅用火災警報器取付サポート制度」の実施』について

高齢者等への住警器の助成金・交付金の活用が行えない中で、高齢者世帯に対しては、「住宅用火災警報器取付サポート制度申請マニュアル」を作成し、「住宅用火災警報器取付サポート制度」を開始した。

本制度は、共同購入をいかにして貰うか、職員が協力できることはないかとの考えの中から生まれた。高齢者世帯での取付について、まずは予防課員が検証した上で、住警器の購入は別途して貰うが、取付については職員や消防団員が協力して実施することを自治会に話して、開始に踏み切った。

同マニュアルには、申請書(記入例を含む)の他にサポート確認票があり、確認することとなっている。



④『「住宅用火災警報器共同購入の手引き」の作成と自治会長等への紹介』について

共同購入については、住民に対して市報等でアドバイスの周知を図るとともに、自治会長に対して推奨(紹介)し、主体的な行動を促した。結果的には、共同購入世帯数は、約1万世帯であり、市の2%相当の設置率向上につながった。

この際、一般向けの「住宅用火災警報器共同購入の手引き」及び『「住宅用火災警報器」市内取扱業者一覧表(参考)』(共同購入の可否等も含む)を作成し、共同購入の説明は、局職員が自治会連合会の役員会において行い、署職員が区会長に行う形で進め、要望によっては各自治会にも直接説明を行った。地域によっては、会長や役員等が積極的に動き、共同購入をしたところもある。

4. 住民の声を踏まえた広報活動・地区担当員制度による地域コミュニティとの連携・民生委員と連携した福祉事業の活用推進 ／千葉市消防局(千葉県)

【チラシ等の配布】 住民の声を踏まえた広報活動

- ✓ 取組開始初期の平成 17 年より、専用電話の住宅用火災警報器相談室を設置し、地域住民からの質問を受け付けた
- ✓ 電話を積極的に受け付けることで、個人情報保護の意識の高まりにより入手することが難しくなった高齢者世帯の情報等も得ることができ、積極的なフォローを行うことが可能となった
- ✓ また、問い合わせ内容を分析することにより、その後に作成するチラシ内容等の広報にも活用した

【地域コミュニティとの連携】 地区担当員制度による地域コミュニティとの連携

- ✓ 千葉市内の全町内自治会について、職員で担当を割り振り、共同購入等について積極的な働きかけを行った
- ✓ 相談対応マニュアルを作成し、どの職員でも一定レベルの対応ができるよう、体制を整備した

【その他の取組】 民生委員と連携した福祉事業の活用推進

- ✓ 行政の保健福祉局で行っている、一部の世帯を対象とした給付事業が活用しきれていない状況があった
- ✓ 民生委員と連携し、同制度の活用に関する案内のチラシを配布したところ、給付事業の活用件数が大幅に増加した

消防本部名	千葉市消防局
職員数	約 940 名
所轄地域 (人口の規模)	千葉市 (約 961,000 人)
義務化年	平成 20 年

(平成 22 年 9 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

千葉市消防局では、平成 17 年より住宅用火災警報器相談室を設置して活動を開始し、平成 18 年には基本方針を定め、計画的な取組を実施してきた。その中でも既存住宅については、職員による地区担当員制度によって、町内自治会に対して積極的なアプローチをはじめとし、生活インフラ事業者と連携した広報活動等の実施を行ってきた。また、民生委員と連携し、福祉事業による給付の活用促進等にも取り組んだ。

(特徴的な取組)

- ✓ 住民の声を踏まえた広報活動
- ✓ 地区担当員制度による地域コミュニティとの連携
- ✓ 民生委員と連携した福祉事業の活用推進

(その他の取組：意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ 生活インフラ企業と連携し、より多くの地域住民に対してチラシを配布
- ✓ 住宅用防火機器等取扱業者登録制度による販売実績の把握
- ✓ 奏功事例の積極的な収集と公表
- ✓ 県の消防組織共同での広報番組の提供

(2) 消防本部（消防署）における特徴的な活動

①「住民の声を踏まえた広報活動」について

千葉市消防局では、取組初期の平成 17 年から、住宅用火災警報器相談室を設置し、地域住民の問い合わせを受け付けてきた。疑問を解消することで住警器の設置推進を図るほか、個人情報保護の意識の高まりにより集めづらくなった高齢者世帯の情報等を収集する貴重な情報源となっている。また、問い合わせの多い内容をチラシの広報に活かす等、消防本部における広報活動にも活用されている。

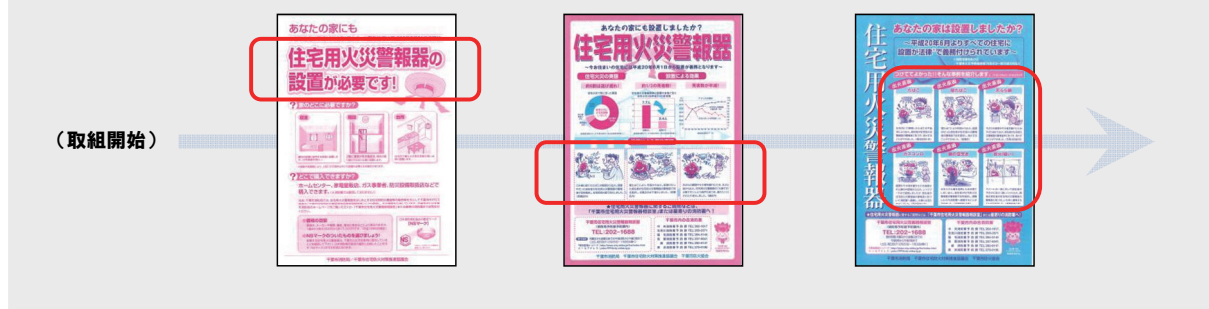
●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 住民から寄せられた声からは、高齢者世帯等、重点的にフォローすべき対象の情報収集も行った
- ✓ 問い合わせの多い内容等については、チラシに反映する等、広報活動に活用した

●効果等

- ✓ 地域住民の疑問解決による普及推進効果の他、消防本部における効果的な広報活動へも積極的に活用することができた

(問合せの内容を受け、取組の後半に配布したチラシでは、奏功事例の内容を増やした)



②「地区担当員制度による地域コミュニティとの連携」について

市内の町内自治会のそれぞれについて、消防本部の職員の担当(地区担当員)を決め、共同購入等の積極的な促進活動を実施した。多くの職員で割り振る担当制にすることで、通常業務に大きな支障を及ぼすことなく、多くの自治会に対して働きかけを行うことが可能となった。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 数多く存在する自治会について、それぞれ担当の職員を割り振ることで、消防本部の職員による直接的な働きかけを積極的に行うことができた

●効果等

- ✓ 町内自治会への共同購入に関するサポートの他、高齢者宅等から対面による住宅防火訪問指導を要望されることも多く、年によっては 1,000 件以上の訪問対応が求められたが、多くの職員が対応することで、それらの要望に応えることができた

②「民生委員と連携した福祉事業の活用推進」について

行政の保健福祉局が行っている、一部の世帯に対する日常生活用具給付事業によって、住警器の購入費用が給付されるケースがあるものの、積極的に活用されていない状況であった。そのため、民生委員と連携してチラシ等の配布を実施し、制度の周知徹底と、活用のための支援を行った。(民生委員には、給付事業の対象だけでなく、高齢者を中心とした世帯へのチラシ配布について協力を頂いた。)

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 民生委員と連携してチラシ配布を行うことで、よりフォローが必要な高齢者世帯に対象を絞ってチラシ配布を行うことができた
- ✓ 多くの役割を担っている民生委員の負担を最小限にするため、民生委員に依頼する業務は、基本的に、チラシの配布のみとした

- ✓ 高齢者や給付事業の対象者については、民生委員が配布したチラシを見て消防本部まで問い合わせを頂き、その後は消防本部の職員が訪問して具体的なサポートを行うといった体制で対応を実施した

●効果等

- ✓ 高齢者や給付事業の対象者からの問い合わせも多く、給付事業の活用件数も大幅に増加した

(3) 消防本部（消防署）におけるその他の活動

①「生活インフラ企業と連携し、より多くの地域住民に対してチラシを配布」について

平成 18 年度には、ガス事業者と連携し、ガスの定期点検の際に一緒にチラシを配布して頂くことで、かなり広範な範囲へのチラシの配布が実現。区役所、公民館、図書館等で配布した分を含め、この年度は 50 万部のチラシを配布した。

ガス事業者では、警報器を製造・販売していることもあり、好意的に協力を得ることができた。

②「住宅用防火機器等取扱業者登録制度による販売実績の把握」について

悪質販売業者への対策の一環として、住宅用防災機器等取扱事業者登録制度を実施。平成 22 年 2 月末の時点で 147 の事業所が登録されており、共同購入の際にはこちらの登録業者一覧を案内することとなっている。

また、登録業者からは販売実績の報告を受けることとなっており、このシステムにより、市内における大まかな販売台数を把握することができ、住警器の普及状況を推測することが可能となっている。

③「奏功事例の積極的な収集と公表」について

住警器の作動状況等について、平成 22 年 2 月までに、各消防署より 110 件の奏功事例の報告が集められ、そのうち 56 件を住警器の奏功事例としてホームページ(※)等での公開を行っている。

※URL <http://www.city.chiba.jp/shobo/yobo/yobo/sokojirei.html>

④「県の消防組織共同での広報番組の提供」について

県内の消防本部と協力し、ローカルテレビ局(千葉テレビ)において、住警器の義務化に関する番組制作を行った。単体の消防本部では難しかったが、県内の消防本部と協力することで、放送によるより広範な範囲へ向けた広報を行うことができた。

5. 企業等と協力した広報活動・住警器設置推進連絡会を活用した地域コミュニティや企業等との連携

／川崎市消防局(神奈川県)

【チラシ等の配布】 企業等と協力した広報活動

- ✓ 2万人以上動員する地元の花火大会のパンフレットに、住警器のPRの掲載を依頼
- ✓ 新聞の販売店に協力頂き、新聞にチラシの折り込みを行い、広範な範囲にチラシを配布

【地域コミュニティとの連携】 住警器設置推進連絡会を活用した地域コミュニティや企業等との連携

- ✓ 各消防署において、住警器設置推進連絡会を設置し、防火協会（各町内会の代表者等が加入）、商店街、バス会社等とのネットワークを構築
- ✓ 普及促進に関するアイデアの募集の他、広報に関する協力が得られるという効果もある

消防本部名	川崎市消防局
職員数	約 1,430 名
所轄地域 (人口の規模)	川崎市 (約 1,420,000 人)
義務化年	平成 23 年

(平成 22 年 9 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

川崎市消防局では、義務化の1年前にカウントダウンイベントを開催。義務化前の最後の1年で様々な取組を行い、普及率の向上を図ってきた。特に、広範な範囲を対象とした広報が必要となることから、企業等と協力した広報活動の展開の他、各地の消防署において組織された住警器設置推進連絡会を活用し、様々な企業・団体等と連携した普及活動を行っている。

また、「映像の街」を標榜する川崎市の施策を活用し、動画CMを制作して市内の各所で放映する等の取組も行っている。

(特徴的な取組)

- ✓ 企業等と協力した広報活動
- ✓ 住警器設置推進連絡会を活用した地域コミュニティや企業等との連携

(その他の取組:意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ 動画 CM の制作(市の施策を活用)
- ✓ 市内の全小学校へのチラシ配布
- ✓ 行政が実施しているアンケートとの連携・活用

(2) 消防本部(消防署)における特徴的な活動

①「企業等と協力した広報活動」について

予算が限られる中、2万人以上を動員する地元の花火大会のパンフレットにPRを掲載するといった方法や、新聞販売店に協力を仰いで多くの家庭に折込のチラシを配布する方法等、より多くの地域住民に広報できる方法について様々な工夫を行っている。また、行政機関も積極的に活用し、一例としては河川情報掲示板に住警器のPRを表示する、といった広報活動も行っている。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 花火大会については、当初、協力が得られるか不明であったが、試しに開催事務局に連絡してみたところパンフレットへのPR掲載に至った。実際に行動につなげることで、PRの協力先が開拓できるケースがある
- ✓ 新聞販売店については、消防署が別のイベントで協力頂いた実績があったという情報を得てアプローチを行った。消防署の日々のネットワークから協力者を探すといった手段も活用できるケースがある

●効果等

- ✓ 消防本部単体で動くより、より多くの周知を行うことができた

②「住警器設置推進連絡会を活用した地域コミュニティや企業等との連携」について

各消防署において、日頃から築いているネットワークをもとに、住警器設置推進連絡会を設置。連絡会には、防火協会（各町内会の代表者等が加入）、商店街、バス会社等が加盟しており、消防本部からの情報発信・周知の場としてのみではなく、その地区における普及推進方法の検討を行ったりする他、広報に関する連携・協力依頼のネットワークとしても活用が行われている。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 消防署の日々のネットワークを活かし、より広範な範囲の企業・団体等に対して、参加を依頼し、協力を得た
- ✓ 普及推進方法の検討や、広報に関する連携・協力依頼の場としても活用する等、柔軟な運用が行われている

●効果等

- ✓ 普及推進方法の検討の一環として、共同購入に関する検討も行われ、各地域で共同購入の実施へとつながった

（３）消防本部（消防署）におけるその他の活動

①「動画 CM の制作(市の施策を活用)」について

「映像の街」を推進している川崎市の施策を活用し、住警器普及に関する CM を作成。川崎駅の大型ビジョン等で放映を行った。

なお、CM 自体を見て電話をしてきたという人は、チラシを見て電話してきた人よりも比較的少ない、という結果もあったが、CM 上では電話番号が表示される時間が少ない(2 秒)、といった背景が考えられる。一方担当者からは、見た目にも伝わりやすいといったメリットもあり、動画による広報は、意識付けには役に立っているのではないか、といった意見が聞かれた。

②「市内の全小学校へのチラシ配布」について

市内の各小学校において、全小学生に対し、住警器の普及に関するチラシを配布した。配布実施にあたっては、教育委員会を通して校長会で説明を行った上で、各小学校に、所轄の消防署よりチラシを届けて配布を依頼した。

子どもに「義務化」を訴えるチラシを家庭へ持ち帰ってもらうことで、重要度の意識を高めてもらうことを目的として実施。なお、日頃から社会科の「みんなが消防士」の授業においてコンタクトをとっていることもあり、教育委員会との連携は比較的スムーズに行うことができた。

③「行政が実施しているアンケートとの連携・活用」について

行政が実施しているアンケートと連携し、住警器の普及に関するアンケートも実施した。

興味深い結果としては、住警器の普及に効果的な方法として挙げられたもので顕著だったのは「回覧板」となっており、また、現在購入していない理由としては「設置期限まで時間があるから」といった回答が多かったことが挙げられる。

川崎市消防局ではこの結果を受け、設置義務化の適用まで約 100 日と期限が迫っていることもあり、住警器設置義務化の PR を行うためのステッカーを作成して回覧板に貼り付け、さらなる周知を図るといった方法の検討を行っている。

6. 消防本部職員の寸劇による周知活動・婦人防火クラブと連携した周知活動

／八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部（青森県）

【イベントの実施】 消防本部職員の寸劇による周知活動

- ✓ ポスター、チラシ、広報誌等を使って住警器設置促進を呼び掛けていたが、普及率がなかなか向上しなかったことを受け、「もっと動きのある広報へ」方針転換
- ✓ 人に見てもらおうといった観点と、子どもを巻き込んだ活動のほうが効果が上がるのではという仮説から、戦隊ものの寸劇を企画
- ✓ 消防本部の職員 3 人が中心となり、様々な場所で寸劇を実施したところ、まずは寸劇自体の認知度が高まり、次第に住警器の普及率にも効果が表れた

【地域コミュニティとの連携】 婦人防火クラブと連携した周知活動

- ✓ 「もっと動きのある広報」の一環として、婦人防火クラブを巻き込んだ、「家庭あんしん音頭」(盆踊り)の普及にも着手
- ✓ 消防本部の職員が作詞作曲し、地元の振付師がボランティアで振付を作成した
- ✓ 完成した「家庭あんしん音頭」を、婦人防火クラブ員によって、イベントやお祭り等の様々な場所で上演することで、婦人防火クラブ員の意識向上も図ってきた

消防本部名	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部
職員数	約 390 名
所轄地域 (人口の規模)	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、おいらせ町、 新郷村 (約 344,000 人)
義務化年	平成 20 年

(平成 22 年 9 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部では、当初、ポスター、チラシ、広報誌等によって普及促進活動を行っていたものの、効果が上がらなかったため、「もっと動きのある広報」へ方針転換を実施。消防本部の職員による寸劇や、婦人防火クラブを巻き込んだ周知活動の徹底的な展開を開始し、普及率向上へとつなげた。

また、市町村の職員を対象にアンケートを実施して、職員からの意識喚起を図る活動や、ある程度普及が進んだのちには、消防団の協力のもと、全戸調査を実施して未設置世帯に個別アプローチをするといった活動を続けている。

(特徴的な取組)

- ✓ 消防本部職員の寸劇による周知活動
- ✓ 婦人防火クラブと連携した周知活動

(その他の取組：意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ アンケート実施による意識喚起
- ✓ 消防団と連携した設置状況の全戸調査

(2) 消防本部（消防署）における特徴的な活動

①「消防本部職員の寸劇による周知活動」について

積極的な広報の手段として、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部では、職員による寸劇を企画。より多くの人に注目してもらおうといった観点と、子どもを巻き込んだ活動のほうが効果が上がるのではという仮説から、「ダッシュ 119」という戦隊ものの内容に決定し、任命された 3 人の職員が中心となって寸劇を制作・上演した。

準備においては、地元のホッケークラブで不要になった古い防具を譲り受けて活用する等、費用を抑える工夫も実施。最初は地元の大きな祭りである「八戸三社大祭」で上演を行い、その後も地域でイベントがあるたびに交渉して上演の時間をとってもらい、上演を続けていると、次第に引き合いも増加し、現在では年間 30 回以上の上演を行っている。

「ダッシュ 119」については、所轄地域内での認知度が非常に高く、また、認知度が高くなるにつれ、住警器の普及率へとつながった。



●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 子どもの注目を集める内容にすることで、多くの人の関心を寄せることに成功した
- ✓ 徹底的に上演回数を増やすよう努力を行い、多くの人に認知してもらうにいたった
- ✓ 寸劇によって訴えることで、子どもだけではなく、お年寄り等、多くの人に重要性を理解してもらうことへとつながった

●効果等

- ✓ 寸劇の認知率向上に伴う、住警器普及率の向上
- ✓ 他地域からの上演依頼も多く受けるようになった

②「婦人防火クラブと連携した周知活動」について

「ダッシュ119」の取組に加え、地域コミュニティと連携した周知活動という観点から、婦人防火クラブと連携した「家庭あんしん音頭」（盆踊り）の普及にも着手した。消防本部の職員によって作詞作曲した同音頭に、地元の振付師にボランティアで振付を作成して頂き、それを婦人防火クラブ員によってイベントやお祭り等の様々な場所で上演が行われた。また、活動の立ち上げ時には、地元の有名な民謡歌手によって歌われるイベント等も開催された。

婦人防火クラブを巻き込んだ活動により、クラブ員の意識醸成が図られ、普及率向上へとつながった。また、同音頭の歌詞には、住警器の重要性についても触れられているが、これは特に高齢者の方の認知向上にも効果的であった。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 盆踊りといった目に見えやすい形で、婦人防火クラブにも積極的に住警器普及に関わって頂いた、

●効果等

- ✓ 婦人防火クラブ員の意識醸成が図られ、普及率向上へとつながった
- ✓ また、盆踊りといった形での広報は、特に高齢者にも認知されやすかった

(3) 消防本部（消防署）におけるその他の活動

①「アンケート実施による意識喚起」について

市町村の職員約 1,800 世帯を対象にアンケートを実施して、職員からの意識喚起を図る活動も実施。特にアンケートについては、設置率の把握をするとともに、アンケートによって義務感を醸成することを目的に実施した。

また、アンケートによって、「購入したけど取付ていない」といった回答が見られたことを受け、広報や取付の支援等、その後の活動にも活かされた。

②「消防団と連携した設置状況の全戸調査」について

義務化が終了し、ある程度の普及率が向上したのちにも、消防団の協力のもと、全戸調査を実施。把握した未設置世帯について個別アプローチをする等、さらなる普及率向上へ向けた取組を実施している。

7. 情報提供等による地域コミュニティの支援・行政のネットワークを活用したチラシ等の配布

／奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部(岩手県)

【地域コミュニティとの連携】 情報提供等による地域コミュニティの支援

- ✓ 消防長が招集し、婦人防火クラブ員の長等が参加している「防火委員会」等で、情報提供等を行い、婦人防火クラブの活動を支援
- ✓ 委員会で提供された情報が、口コミやクラブ内の広報誌といった形で婦人防火クラブ内での周知に活用された
- ✓ また、同委員会内の「普及推進委員」によって、ティッシュや花の種等、家庭に喜ばれるものを配布することによる、周知やアンケートでの設置状況の調査等も行われた

【チラシ等の配布】 行政のネットワークを活用したチラシ等の配布

- ✓ 行政が発行する広報誌に折り込む形で、消防本部より、住警器普及に関するチラシが、全戸に複数回配布された
- ✓ 複数回配布されることで、徐々に認知・意識が高まり、個人の購買促進にもつながった

消防本部名	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部
職員数	約 170 名
所轄地域 (人口の規模)	奥州市、金ヶ崎町 (約 143,000 人)
義務化年	平成 20 年

(平成 22 年 10 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部が所轄する地域では、婦人防火クラブの自主的な活動が比較的盛んであり、支援・連携を図ることで、婦人防火クラブの活動を促進する取組が行われている。具体的には、婦人防火クラブも参加している消防本部の「防火委員会」での情報提供や、同委員会の中の「普及推進委員」による周知活動やアンケートの実施が行われてきた。

また、行政のネットワークを活用した、効率的なチラシ等の配布も効果を上げてきている。同

消防本部では、行政が発行する広報誌に折り込む形で、全戸に対して複数回チラシの配布を行ってきた。

その他にも、地域の FM 局での広報や、消防本部の直接的な関わりではないが、共同購入における事務局としての行政によるサポート等も行われてきた。

(特徴的な取組)

- ✓ 情報提供等による地域コミュニティの支援
- ✓ 行政のネットワークを活用したチラシ等の配布

(その他の取組:意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ 地域の FM 局での広報

(その他の取組:共同購入に関する活動)

- ✓ 共同購入における事務局としてのサポート実施 (※行政が実施)

(2) 消防本部(消防署)における特徴的な活動

①「情報提供等による地域コミュニティの支援」について

奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部では、消防長が招集する「防火委員会」が設置されており、そこには婦人防火クラブの長も参加している。こうした会議の場を通じて提供された住警器に関する情報が、婦人防火クラブにおいて、口コミや広報誌といった形で活用が行われ、普及促進へとつながっていった。

また、同委員会の中の「普及推進委員」においては、実際に消防本部の職員と婦人防火クラブ員が連携し、周知活動やアンケートを行うことによって、地域住民の意識啓発等にも取り組んできた。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 婦人防火クラブの活動が活発な地域であり、消防本部から提供された情報も積極的に活用して、各クラブの普及活動に活用されていた
- ✓ 「普及推進委員」による周知活動やアンケートの実施では、より多くの人に興味をもって頂くため、ティッシュや花の種等、日常生活に役立つものの配布を行った



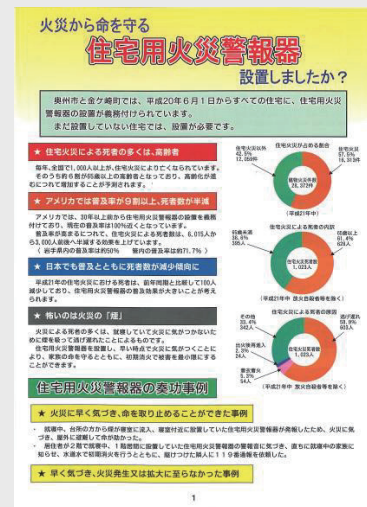
●効果等

- ✓ ある婦人防火クラブでは、消防本部より提供された情報を活用し、住警器の義務化に関する情報をクラブ内の広報誌に何度も掲載して設置を呼び掛けていた等、情報が積極的に活用されていた
- ✓ 花の種の配布は特に女性に評判がよく、多くの人の手にとってもらうことに成功した

②「行政のネットワークを活用したチラシ等の配布」について

チラシの配布においては、行政の広報誌配布のネットワークを活用することで、全戸に対し、何度も配布を行うことができた。なお、効果について、婦人防火クラブ員の方からは「1回目のチラシはほとんど見なかったりもするけれど、2回目、3回目と目にすることで、徐々に意識が高まって、つけなければと思うようになる」との声が聞かれた。

また、チラシの内容については、義務化の平成20年までは「義務化」を前面に押し出したものを配布し、それ以降は、命を守る観点等からも必要性を訴える内容を加えて周知を続けている。



●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 効率的に複数回配布することで、徐々に、地域住民の意識の喚起を行った
- ✓ 平成20年の義務化までは、義務化になることを主軸にした広報を行ってきた

●効果等

- ✓ 複数回配布することで、より多くの地域住民の意識喚起へとつながった

(3) 消防本部（消防署）におけるその他の活動

①「地域の FM 局での広報」について

地域の FM 局に、消防本部の PR 番組を開設しており、住警器の周知についても同番組で PR を行った。婦人防火クラブの方からは「ラジオは、台所での家事の途中や、通勤中の車の中でも聴きやすく、視聴率が比較的高いと思う」「当時の住警器の PR についても、聞き覚えがある」等の意見が聞かれ、周知の効果につながっていたものと考えられる。

②「共同購入における事務局としてのサポート実施（※行政が実施）」について

奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部が所轄する地域では、婦人防火クラブによる自主的な共同購入の推進が行われてきたが、実施においては行政のサポートも重要な役割を果たした。具体的には、多額の集金等が発生するため、市の生活環境課等において、集金から業者までの支払いの間、一時的にお金を預かる等、事務局での共同購入の運営サポートの協力を行った。

※消防本部が実施した内容ではないが、重要な取組であるため、本事例集にて取り上げた。

8. 「住宅防火アドバイザー」「住宅防災防火博士」制度による地域コミュニティの普及活動支援・消防署員による日々の周知活動 ／登米市消防本部(宮城県)

【地域コミュニティとの連携】「住宅防火アドバイザー」「住宅防災防火博士」制度による地域コミュニティの普及活動支援

- ✓ 悪質訪問販売防止といった背景から、消防団や婦人防火クラブ員を「住宅防火アドバイザー」「住宅防災防火博士」として認定し、購入・設置の周知や、共同購入推進の役割を担って頂いた
- ✓ 認定された地域コミュニティの方からは、「しっかりと知識をつけた上で推進活動を行うことで、自信をもって勧められるようになった」等の意見が聞かれた

【地域コミュニティとの連携】消防署員による日々の周知活動

- ✓ 各地域コミュニティと普段から関わり合いの深い消防署員が中心となり、消防団や自主防災組織の訓練等に参加し、住警器の義務化に関する周知を行った
- ✓ 地域コミュニティの方からは、「直接、消防署の方から言われることで、つけなければ、という義務感が高まった」といった意見が聞かれた
- ✓ また、こうした周知活動の中では、地域内での細かい地域別の住警器普及率調査の結果も共有され、特に低い結果だった地域については、活動促進のきっかけとなった

消防本部名	登米市消防本部
職員数	約 160 名
所轄地域 (人口の規模)	登米市 (約 86,000 人)
義務化年	平成 20 年

(平成 22 年 11 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

登米市消防本部においては、消防団や婦人防火クラブの方に対して住警器普及に関する講習会を実施し、「住宅防火アドバイザー」「住宅防災防火博士」として認定して、地域コミュニティの方々の積極的な活動を支援することにより、地域コミュニティと連携した普及促進活動を実施している。また、各消防署においても、消防団、婦人防火クラブや、自主防災組織等の地域コミュニティとの連携を密にし、防災訓練等の場に積極的に足を運んで、住警器の義務化に関する周知を行うことで、地域の住警器設置に関する意識の向上に取り組んできた。

また、秋の火災予防運動の際には、市内の小学生・中学生から応募を募ったポスターを街の主要個所に展示するといった周知活動や、消防本部の直接的な関わりではないが、共同購入における事務局としての行政によるサポート等も行われている。

(特徴的な取組)

- ✓ 「住宅防火アドバイザー」「住宅防災防火博士」制度による地域コミュニティの普及活動支援
- ✓ 消防署員による日々の周知活動

(その他の取組：意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ 小学生・中学生によるポスターのコンクールの実施

(その他の取組：共同購入に関する活動)

- ✓ 共同購入における事務局としてのサポート実施（※行政が実施）

(2) 消防本部（消防署）における特徴的な活動

①『「住宅防火アドバイザー」「住宅防災防火博士」制度による地域コミュニティの普及活動支援』について

悪質訪問販売の被害を防止するといった観点から、消防団や婦人防火クラブの方に対して住警器普及に関する講習会を実施し、「住宅防火アドバイザー」「住宅防災防火博士」として認定する制度を実施。消防団の方は主に「住宅防火アドバイザー」として、婦人防火クラブの方は主に「住宅防火防災博士」として、地域コミュニティにおける住警器普及促進のために、周知や共同購入の推進を行う役割を担っている。（「住宅防火防災博士」の方が、講習内容が若干軽めになっている。）

認定された消防団員、婦人防火クラブ員の方々は、日々の地域でのコミュニケーションの中で、住警器普及に関する周知等を積極的に行ってきた。この制度について、婦人防火クラブの方からは、「しっかりと知識をつけた上で推進活動を行うことで、自信をもって勧められるようになった」「詳しいアドバイスができるため、信頼してもらえるようになった」等の感想が聞かれた。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 地域コミュニティの方が、住警器の普及促進活動を行いやすいように、しっかりとした知識をつけてもらうための講習会を実施した
- ✓ 受講者には、認定証のバッジを配布し、個別訪問等の際により信頼してもらえるような工夫も行った

●効果等

- ✓ 地域コミュニティの方から、普及推進活動が進めやすくなった、積極的な声掛けにつながった等の感想が寄せられた

②「消防署員による日々の周知活動」について

消防署の職員によって、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等との日々のコミュニケーションが密に行われており、一例としては防災訓練等に足を運んで講評等を行う際に、住警器の義務化についても説明するといった活動が行われている。また、講評の場では、地域内での細かい地域別の住警器普及率調査の結果も共有され、特に低い結果だった地域については、活動促進のきっかけとなったといったケースもあった。

その他にも、義務化後には、近隣地域の奏功事例の周知も行う等、地域の意識向上の取組を行っている。地域コミュニティの方からは、「消防署の方から直接声掛けされたことで、住警器設置に関する口コミが広がるきっかけとなった」等、消防職員の直接的なコミュニケーションが、取組の本気度につながっているといった意見が聞かれた。



●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 消防署の職員によって、日々のコミュニケーションが密に行われることによって、徐々に地域住民の意識向上を図ってきた
- ✓ 近隣の他地域の普及率の共有が、地域の活動促進につながることもある

●効果等

- ✓ 普及率の状況の共有により、ある地域では、共同購入等の取組に拍車がかかる等の効果が見られた

(3) 消防本部（消防署）におけるその他の活動

①「小学生・中学生によるポスターのコンクールの実施」について

小学校・中学校の各学校に直接依頼を行い、秋の火災予防運動に合わせて、住警器に関するテーマでポスターのコンクールを行った。夏休み期間に合わせて実施したところ、全体で約500点の応募が寄せられた。

入賞作品はポスターとして街の主要部に掲示した。特に人の集まる場所として、ショッピングセンター等にも交渉を行って掲示して頂き、より人の目に触れるよう工夫を行った。

②「共同購入における事務局としてのサポート実施（※行政が実施）」について

消防団、婦人防火クラブが主体となって共同購入を実施したが、行政がそれをサポートするケースも見られた。具体的には、業者選定や共同購入の募集等についてはあくまで地域コミュニティが主体となって実施するが、業者への発注の事務手続きや金銭の授受については、行政組織（役場）が請負い、サポートを行うといった形での連携が図られたケースがあった。

行政がこうした事務手続きをサポートすることで、単発ではなく、長期間にわたって共同購入を提供できる（地域コミュニティが事務を全部行くと、常に申し込みを受け付けることが困難であるケースが多い）といったメリットも発揮されている。

※消防本部が実施した内容ではないが、重要な取組であるため、本事例集にて取り上げた。

9. 地域コミュニティぐるみのイベントを開いて連携を強化・プレスリリースを積極的に行い多くの新聞掲載を実現 ／喜多方地方広域市町村圏組合喜多方消防本部(福島県)

【イベントの実施】 地域コミュニティぐるみのイベントを開いて連携を強化

- ✓ 消防イベント「消防フェスティバル 2010」を、地域コミュニティと連携して開催することで、連携を深めることにつながった
- ✓ より多くの来場者を集めたいとの背景から、例年の屋内での実施から屋外のイベントへとリニューアルを行った結果、2,000 人の集客を実現し、地域の消防・防火に関する意識の醸成を図ることができた

【メディアとの連携】 プレスリリースを積極的に行い多くの新聞掲載を実現

- ✓ イベントの大小にかかわらず、つながりのある新聞社等のメディアに対して、イベント前・後の両方のタイミングで積極的にプレスリリースを送付し、多くの報道記事での掲載につなげている
- ✓ 年に一度、記者等を招いて、消防に関する統計とともに、1 年間に取り上げて頂いた記事のスクラップ集を渡して感謝の意を表する等、日頃からの関係構築にも取り組んでいる

消防本部名	喜多方地方広域市町村圏組合消防本部
職員数	100 名
所轄地域 (人口の規模)	喜多方市、北塩原村、西会津町 (約 65,000 人)
義務化年	平成 23 年

(平成 22 年 11 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

喜多方地方広域市町村圏組合喜多方消防本部では、地域コミュニティや地域のメディアとの関係構築について、特に積極的に取り組んでいる。

メディアとの連携については、住警器に関わらず、積極的なプレスリリースの発信や、感謝の意を伝える場を定期的に設ける等の活動を長年実施してきており、年間、かなりの数の報道記事掲載につながっている。また、住警器の義務化を踏まえ、地域コミュニティと協力して消防のイベントの規模拡大を行ったことにより、地域コミュニティとの新たな関係構築にも成功している。

(特徴的な取組)

- ✓ 地域コミュニティぐるみのイベントを開いて連携を強化
- ✓ プレスリリースを積極的に行い多くの新聞掲載を実現

(その他の取組:意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ 住警器義務化ののぼりを背負って地域を巡回する等の日々の周知活動
- ✓ 県の絵画コンクールに住警器部門を設けて子どもの意識喚起を図る
- ✓ アンケートによる未設置世帯の把握と効率的な戸別訪問の実施

(その他の取組:共同購入に関する活動)

- ✓ 共同購入活動の普及推進へ向けた研修会の実施

(2) 消防本部(消防署)における特徴的な活動

①「地域コミュニティぐるみのイベントを開いて連携を強化」について

喜多方地方広域市町村圏組合喜多方消防本部では、義務化まであと一年のタイミングで、初めて屋外での消防イベント「消防フェスティバル 2010」を開催。これまで同フェスティバルは、屋内で開催してきたが、規模を広げて地域コミュニティと協力して実施することで、連携を深めることにつながった。また、屋外でのイベントにすることで、これまでフェスティバルに足を運んでいなかった世帯の参加を促すことにつながり、1日のイベントで2,000人の集客が実現した。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 8月末の開催に先立ち、4月から消防本部の各部署より数名ずつが参加する検討会を立ち上げ、アイデアの練り込みや、準備・調整を行った
- ✓ これまでの同フェスティバルは、屋内で実施し、寸劇や鼓笛隊による演奏等を行ってきたが、子どもが出演する家庭等、参加者がどうしても限られてしまうといった課題もあったため、屋外のイベントを企画した
- ✓ ミニ消防車の体験乗車等、子どもが喜ぶイベント、といった観点から、様々なブースを企画した
- ✓ イベントの実施にあたっては、配布するお餅や各ブースの運営等について、地域の消防団や女性消防隊の協力を仰ぎ、協同して行った

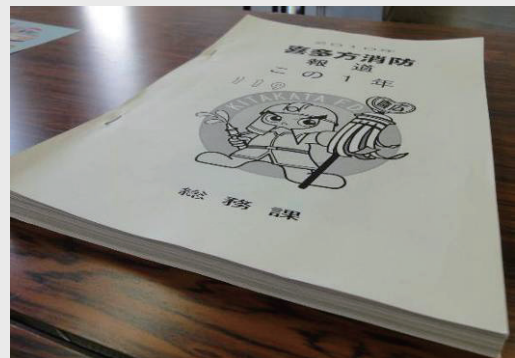


●効果等

- ✓ 2,000 人の集客を実現、子ども連れの家庭が多数来場した
- ✓ 地域の消防団や女性消防隊からは、「こういうイベントだと、積極的に参加する気持ちが湧く」等の意見が多く聞かれた

②「プレスリリースを積極的に行い多くの新聞掲載を実現」について

イベントの大小に関わらず、実施前には予告を、実施後には写真を添付した結果のまとめを積極的にプレスリリースし、多くの新聞掲載に至っている。また、年に1度、記者等を招き、火災に関する統計とともに、1年間に取り上げて頂いた記事のスクラップ集を渡して感謝の意を表する等、メディアとの積極的な関係構築に努めている。



●成功のポイント・工夫点等

- ✓ イベント等の実施前後に、積極的にプレスリリースを発信。特に実施後のリリースには、写真も添付して発信を行っている
- ✓ 年に1度、記者等を招いた会合を開く等、プレスリリース以外の関係構築の場も積極的に作っている

●効果等

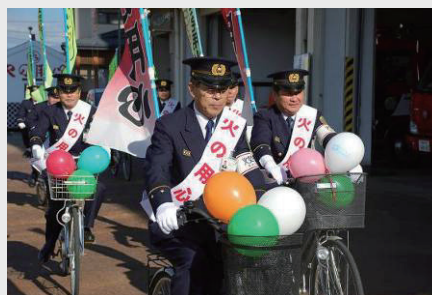
- ✓ 多数の新聞記事掲載（右図のスクラップブックに、100件以上の記事の掲載結果）
- ✓ 写真を付けてリリースを行うことで、取材に来ていなくても、写真月の記事が掲載されることもある
- ✓ 特に、地方紙や、全国紙の地域欄に載ることで、「〇〇日の新聞に載っているのを見たよ」と、地域住民から反響が寄せられることも多々あり、効果を感じている

(3) 消防本部（消防署）におけるその他の活動

①「住警器義務化ののぼりを背負って地域を巡回する等の日々の周知活動」について

費用をかけず、地域住民との直接的なコミュニケーションを図る方法として、のぼりを背負って地域を巡回する等の周知活動を行っている。

その際は、子どもが集まりやすいように風船等を用意する、女性消防隊と連携して声掛けをする、といった、より目にとまりやすい工夫を行っている。



②「県の絵画コンクールに住警器部門を設けて子どもの意識喚起を図る」について

例年、主に夏休み期間に募集される県の絵画コンクール(保育園、幼稚園、小学校、中学校の生徒を対象)について、実施事務局に対して住警器部門の設置を依頼。子どもから意識喚起を図ってきた。教育委員会を通じて実施し、昨年は300件以上の応募がある等、高い反響を得た。

受賞作はポスターになり、学校や地域の掲示板に貼られることから、特に受賞した子どもの地域等では反響も大きかった。

③「アンケートによる未設置世帯の把握と効率的な戸別訪問の実施」について

未設置世帯の把握を正確に行わなければ、効果的な普及施策につながらないとの認識から、アンケートの全戸配布を行い、設置状況の把握を行った。行政を介して自治会のネットワークを活用してアンケートを配布し、区長が回収する方法により、多くの家庭から提出されるように工夫した結果、50%近くの回収率となった。

このアンケートは、設置の有無のほか、氏名、住所を記入頂く内容となっており、未設置情報をより正確に把握できるように工夫を行った。なお、個人情報の記入の是非については、当初数件の問合せがあったが、主旨・目的を説明することでご理解頂き、大きなトラブルとなることはなかった。

アンケートにより把握した未設置情報は、地図上に記入して消防本部で把握し、戸別訪問先を絞るために活用した。この際、消防団とともに戸別訪問を行うこともあったが、未設置情報の閲覧・活用についてはあくまで消防本部留める等、個人情報の扱いには特段注意を払った。

④「共同購入活動の普及推進へ向けた研修会の実施」について

消防団や、婦人消防隊に向けては、共同購入に関する研修会を実施し、共同購入の実施推進に努めた。研修会では、特に所轄内における奏功事例等、身近な話を取り入れるといった点に気を配って実施した。

また、日々、高齢者等とコミュニケーションを行っている民生委員の方を対象とした勉強会も実施し、口コミでの住警器の認知率向上を視野に入れて活動を行った。

10. 日々の消防団との連携を活かした共同購入の推進 ／大子町消防本部(茨城県)

【地域コミュニティとの連携】 日々の消防団との連携を活かした共同購入の推進

- ✓ 当初、行政のネットワークを活用し、自治会等を通じてチラシ等の全戸配布を行っていたが、思うように効果が上がらなかった
- ✓ 普段の消火活動から非常に緊密に連携している消防団に協力を仰ぎ、共同購入を進める方針を決定
- ✓ 地域に密着している消防団が協力することで、普段から顔を見知った間柄で住警器購入の案内を行うことができたため、設置率の向上が図られた

消防本部名	大子町消防本部
職員数	約 40 名
所轄地域 (人口の規模)	大子町 (約 21,000 人)
義務化年	平成 20 年

(平成 22 年 12 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

大子町消防本部においては、当初、チラシ等の配布により住警器設置義務化の周知を行っていたが、なかなか効果が上がらなかった。そこで、普段より緊密に連携して活動しており、かつ、地域にも根ざしている消防団と連携し、共同購入を推進することにより、普及率の向上を図った

(特徴的な取組)

- ✓ 日々の消防団との連携を活かした共同購入の推進

(2) 消防本部（消防署）における特徴的な活動

①「日々の消防団との連携を活かした共同購入の推進」について

太子町消防本部においては、平成 20 年の義務化が決定した際、平成 17 年より、消防団の本部会議や分団長会議において、設置義務化の説明やチラシ等配布の依頼を行ってきた。しかしながら、思うように普及が進まない中、平成 18 年 4 月頃より、共同購入についての意見が出始め、検討が進められた。

太子町の消防団は、日々、「町民から信頼される消防団」を目指し活動している。「設置によって、ひとりでも多くの命を助けることにつながるのであれば」といった当時の団長の決定により、全面的に消防本部と協力した共同購入が展開されるに至った。

消防団では、消火器のあっせん等でも活動実績があり、そのノウハウを活用して活動を展開。各分団長が責任者となり、消防本部に納品された住警器を各分団が配布し、集金は分団長が一時的に預かった後、納入業者が速やかに回収する等手順で、共同購入が実施された。また、共同購入の申込み受付においては、消防団が各家庭に何度も足を運び、できる限り多くの参加を募った結果、平成 19 年 11 月に共同購入を実施した直後には、普及率が 48% 程度まで増加した。

その後も、2 地区ほどで追加の共同購入が実施されたほか、農業共済による配布等の活動もあり、平成 21 年 12 月には 78.8% まで普及率を伸ばしている。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 日々連携を行っている消防団の協力を得ることができ、戸別訪問による共同購入の推進を行うことができた
- ✓ 消防団が存在しない地域については、自治会の区長を通して共同購入を案内し、共同購入の案内がなされない地域が無いように配慮した

●効果等

- ✓ 消防本部の活動により多くの世帯が住警器を購入し、初回実施後に約 50% 近くまで普及率を伸ばすことができた

11. 消防職員による地域の徹底的な全戸訪問の実施 ／東京消防庁麻布消防署（東京都）

【戸別訪問】 消防職員による地域の徹底的な全戸訪問の実施

- ✓ 徹底した普及率の向上を目指すためには、戸別のローラー作戦しかないという意識から、消防署の全職員による徹底的な戸別訪問を実施
- ✓ 最初に、一覧表により、住警器設置義務の対象物(建物等)を特定
- ✓ 各対象物に対して、担当の職員を割り振り、戸別訪問を開始
- ✓ 戸別訪問の状況は、消防署で毎週開催される住警器設置推進本部会議で共有され、必要に応じて担当者への指導等を行う等、全署で厳格な管理を実施した
- ✓ 戸別訪問においては、最初に、共同住宅・戸建、管理の状況(所有者・管理会社・管理組合・居住者の契約状況)、分譲・賃貸、といった状況を踏まえて作戦を決定
- ✓ 立入検査による設置指導や、所有者への設置指導書の交付(送付)等の方法により、徹底的に設置の必要性の訴えかけを行った

消防本部(署)名	東京消防庁麻布消防署
職員数	約 150 名
所轄地域 (人口の規模)	東京都港区の一部 (約 45,000 人)
義務化年	平成 22 年

(平成 23 年 3 月時点)

(1) 消防本部(消防署)における取組の概要

東京都港区の一部を所轄する東京消防庁麻布消防署では、各種イベントで早期設置を訴えるほか、地域コミュニティに対して共同購入の呼びかけ等を行っていたが、更なる普及率の向上のためには戸別訪問が不可欠との認識から、全職員による徹底的な戸別訪問を行うことを決定。90%以上の高い普及設置率を実現している。

(特徴的な取組)

- ✓ 消防職員による地域の徹底的な全戸訪問の実施

(2) 消防本部（消防署）における特徴的な活動

①「消防職員による地域の徹底的な全戸訪問の実施」について

同消防署による戸別訪問においては、母数（未設置対象物）のしっかりとした把握（i）、建物の管理等の状況に応じた作戦の選定（ii）、戸別訪問状況のこまめなモニタリング（iii）等を徹底的に行い、さまざまな形態の住居が入り組んだ都心部において、着実な普及率向上を図ってきた。

（i）母数（未設置対象物）の把握については、住宅地図を活用し、全棟（4,533 等）の中から設置義務のある棟（3,928 棟）を把握した上、戸別訪問等で住警器設置の有無の確認を行った。また、同署の全職員が担当した戸別訪問においては、住警器設置有無の他に、建物の管理等の状況を確認し、特に居住者が所有者でない場合について、今後の作戦の選定のため、所有者や管理会社等の状況の把握も行った。

（ii）所有者が明らかである場合には設置指導を行った他、所有者不明の場合には登記所において所有者及び住所を確認し、設置指導書の交付（送付）を行い、住警器の設置を促す活動を行ってきた。なお、不在の場合には、職員の手書きによる不在表と、設置済み連絡表をポストに投函した上で、再度後日訪問とした。また、地域特性上、外国人居住者も多いことから、英語による設置済み連絡表等の用意も行った。（ただし、外国人居住者については、所有者でないことも多く、連絡があったケースは少なかった。）

（iii）さらに、戸別訪問の状況は、署で毎週開催される住警器設置推進本部会議で共有され、必要に応じて担当者への指導等を行う等、全署で厳格なモニタリング・管理を実施した。

こうした戸別訪問の取組は、平成 21 年 4 月頃から徐々に行われてきたが、義務化が差し迫った平成 21 年 12 月からは、同署において住警器設置推進本部会議を毎週金曜日に開催し、各担当者が活動の状況を持ち寄って報告し、今後の作戦を検討する等、徹底的なモニタリングを行った。その結果、平成 21 年 4 月に 38%であった設置率は、平成 21 年 12 月には 61%となり、平成 22 年 4 月には 91%到達するに至った。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 全職員による徹底的な戸別訪問の実施
- ✓ 母数（未設置対象物）のしっかりとした把握
- ✓ 建物の管理等の状況（共同住宅・戸建、所有者・管理会社・管理組合・居住者の契約状況等、分譲・賃貸 等）の把握による作戦の選定
- ✓ 訪問時の不在等に対する丁寧なフォロー
- ✓ 各職員の戸別訪問実施状況の徹底的なモニタリング

●効果等

平成 22 年 8 月の時点では、94%の普及率を達成

12. 女性防火クラブ等と連携した「草の根」運動（ローラー作戦）による共同購入の推進・職員の情報収集に基づく地域催し物等での積極的な広報の実施

／稲城市消防本部（東京都）

【地域コミュニティとの連携】女性防火クラブ等と連携した「草の根」運動（ローラー作戦）による共同購入の推進

- ✓ 女性防火クラブ等地域コミュニティと連携して、全世帯の個別訪問をすることにより、共同購入の推進を図ることができた
- ✓ また、自治会、各団体や事業者に対しても、住警器設置促進事業の依頼文書を発出（申込書等添付）し、共同購入を推進するとともに、依頼文書による調査により、設置の向上につなげている
- ✓ 地域の消防・防火に関する意識の醸成を図ることができた

【イベントの実施】職員の情報収集に基づく地域催し物等での積極的な広報の実施

- ✓ 市民祭り等において、職員や女性防火クラブ員が寸劇等を行う等、子供を含めて住警器の役割を分かりやすくアピールし、広報効果を高めた
- ✓ 各種の会合や研修会、市・地域の催し物等あらゆる場において広報を実施することが重要との考えに立ち、イベント等に消防職員が直接出向いて説明を行ったことにより、意識の醸成を図ることができた

消防本部名	稲城市消防本部
職員数	約 80 名
所轄地域 (人口の規模)	稲城市 (約 85,000 人)
義務化年	平成 22 年

(平成 22 年 12 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

稲城市消防本部では、地域コミュニティとの連携を図った共同購入を推進するとともに、住民に対する積極的な広報について、特に積極的に取り組んでいる。

日頃からの地元に着した女性防火クラブとの関係を中核とした地域コミュニティとの連携を重視し、住警器についても、広報、共同購入の推進等の活動を実施してきている。

特に、住警器設置には、まずは普及活動が重要との認識に立ち、消防本部の予防課職員誰もがプレゼンテーションできるように各自が資料を作成するとともに、市や地域での催し物・イベントの開催情報を積極的に収集する等、あらゆる機会を利用し積極的に広報を行って、住民への周知から共同購入への推進にも成功している。

(特徴的な取組)

- ✓ 女性防火クラブ等と連携した「草の根」運動(ローラー作戦)による共同購入の推進
- ✓ 職員の情報収集に基づく地域催し物等での積極的な広報の実施

(その他の取組:意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ アンケート等による未設置世帯の把握等
- ✓ 住警器購入の高齢者向けの補助等の積極的な紹介

(2) 消防本部（消防署）における特徴的な活動

①「女性防火クラブ等と連携した「草の根」運動による共同購入の推進」について

稲城市消防本部では、女性防火クラブが住警器の共同購入に対し積極的に消防本部の取組に参画し、共同購入希望の文面を、家庭の女性が読んだ際により分かりやすく、興味をひくものにする等の工夫をこらす他、業者に対する割引交渉や支援業務も行うとともに、春秋の火災予防運動期間には、女性防火クラブと消防団と少年防火クラブの三者が一体となって、全戸を分担して回り、共同購入の推進に大きく貢献した。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ チラシ等による住警器の周知後、より信頼して頂くことを目的として回覧板を回した上で個別訪問を行い、共同購入の具体的な説明を行った
- ✓ 女性防火クラブ員は、事前に住警器の勉強会(職員の他に、業者からも情報を得る)を行い、基本的な質問対応ができるようにしていた
- ✓ 共同購入は、自治会等单位を中心としたが、女性防火クラブ員が、実対応(業者からの購入、各世帯への配布、取付希望者には業者への仲介等)をきめ細かく行った(自治体負担を大きく軽減した)

- ✓ 共同購入においては、「最初は1個から」ということで、全数設置を要求しなかった

●効果等

- ✓ 女性防火クラブ員が、日頃からの活動を通じて、地域住民と顔なじみであり、信頼感があり、共同購入の推進が大いに図られた
- ✓ チラシ等による住民への周知、次に回覧板での共同購入の紹介、個別訪問と段階的に活動が行なわれ、かつ具体的に購入手順まで示されたことにより、普及促進が進んだものと考えられる

②「職員の情報収集に基づく地域催し物等での積極的な広報の実施」について

住警器の設置に向けて、周知活動を早期から展開する必要があるとの認識の下、担当部署の担当者やその他行政機関内の情報より、人が集まるあらゆるイベント(消防関係の活動の他に、市や団体等の会議、研修会、催し物、さらには各自治体の行う運動会等)についての情報を得て、主催者と調整し、消防本部の職員が直接住警器の説明当たることにより、周知を図った。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 予防課員が、住警器について事前に他部署職員に対し基礎教育を行うとともに、同課員は全員が各自のプレゼンテーション資料を作成しており、誰でもいつでも住警器の説明ができるようにしていた
- ✓ 市の担当部署やその他行政機関内の情報を通して、各種の会合やイベント等の情報の入手に努めた
- ✓ 各種の会合やイベント等の情報を入手した場合、すぐにその催し物の場所確保や時間を確保の依頼・調整を行い、機会ある毎に、当日在席の課員が出席し、住警器の普及活動について追加説明を行った
- ✓ 職員のアイデアを積極的に採用し、職員が作成した「住警器くん」というマスコット人形の中に職員が入り、各種イベント等に参加して、住警器設置促進のロゴが入った啓蒙品等を配布しながら広報をした。また、職員と女性防火クラブ員が協同で寸劇(自作自演)等を行い、住民に対する住警器への関心を高めた
- ✓ 訪問時には、チラシ等の配布だけでは読んでくれないので、具体的な事例を含め説明をしてきた

●効果等

- ✓ 早期からの広報活動により、住警器の設置義務化について住民への啓蒙が図られた
- ✓ 個別訪問等で共同購入のお願いに伺うと、住警器の設置義務化については、多くの住民が知っている状態であった

(3) 消防本部（消防署）におけるその他の活動

①「アンケート等による未設置世帯の把握と設置の促進」について

訪問先における住警器の簡易なアンケートを実施する等して、定期的に周知率、設置率及び未設置住宅の把握を行ってきた。アンケートの内容としては、建物区分（戸建・共同）、地区（地区名の選択）、設置状況（設置済・設置の理解・計画的の選択）という簡易な内容の他、共同住宅所有者に対しては、住警器設置状況の調査の依頼文書を発出（名称・住所・住戸数・設置の有無・設置計画の有無と予定年月）についても回答を頂いた。

②高齢者等に関する活動として、「住警器購入の高齢者向けの補助等の活用」について

国の「地域活性化経済危機対策臨時交付金」を活用し、市の福祉局と連携して補助事業を推進した。補助は申請方式で、災害要援護者等を対象にして福祉課に申請することとし、簡単にできるよう、申請様式もできるだけ分かり易いものとするよう配慮した。

福祉局中心の事業であったが、防火診断時（制服）に無償での設置のパンフレットを配った他、市の広報誌「広報いなぎ」でお知らせもした。

また、消防の防火診断時にも、職員が住警器購入の高齢者向けに対しては補助がある旨を紹介し、個々に申請書を配布した。

13. 区長会等への「設置とアンケート調査」の依頼文書発出による設置の促進・CATV による行政の「お知らせ」報道の繰り返し放送等

／入善町消防本部（富山県）

【地域コミュニティとの連携】 区長会等への「設置とアンケート調査」の依頼文書発出による調査

- ✓ 住民へのチラシ等による周知に加え、区長会等を通じた「設置とアンケート調査」を行うことにより、設置義務感を促し、設置率向上につなげた

【マスコミとの連携】 CATV による行政の「お知らせ」報道の繰り返し放送等

- ✓ 住警器の設置義務化やその内容を、1 回約 10 分程度の内容で 1～2 週間程度の繰り返し放送することにより、住警器に対する関心を高めることができた

消防本部名	入善町消防本部
職員数	約 30 名
所轄地域 (人口の規模)	入善町 (約 27,000 人)
義務化年	平成 20 年

(平成 22 年 9 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

入善町消防本部では、地域コミュニティや地域のメディアとの関係構築について、特に積極的に取り組んでいる。

早期からの広報の取組、特にアンケートによる調査により、「住警器設置義務化」の意識の醸成が図られ、普及率の向上につながった。また、地元 TV 局に取材協力を依頼し、住警器の周知に関する放送実施も実現している。

(特徴的な取組)

- ✓ 区長会、事業者、共同住宅所有者等への「設置とアンケート調査」の依頼文書発出による調査
- ✓ CATV による行政の「お知らせ」報道の繰り返し放送等

(その他の取組:意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ 住警器義務化に対する区長会、消防団、女性防火クラブの協力活動

(2) 消防本部(消防署)における特徴的な活動

①「区長会、事業者、共同住宅所有者等への「設置とアンケート調査」の依頼文書発出による調査」について

入善町消防本部では、区長会(町の自治会で10地区あり)で、「住警器設置義務化」の説明後、町の全戸に対する回覧板による「お知らせ」を実施する他、各種団体や婦人防火クラブをはじめ、各種事業者等に対する説明をした。

その後、各事業所や共同住宅所有者等に対し、消防本部から「住宅用火災警報器の設置について」の文書を配布し、設置の促進とともに、設置状況の把握のための調査票に回答を依頼した。引き続き、区長会を通じて、全戸に対する任意に基づく簡易なアンケート(氏名等はなく、設置・未設置、設置個数、未設置の理由、義務化を知った情報源を選択する形式)を実施し、消防団等の協力を得て、約63%の方から回答を得た。

また、全国火災予防運動期間には、啓蒙を含め、住警器の設置調査を全戸に対し実施(本調査では、「住警器設置状況調査」として、地区、氏名、住所、訪問日、設置・未設置、不在、備考の項目を確認)した。なお、この調査には、地区毎に消防団を中心として、婦人防火クラブ、消防本部に協力頂いた。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 調査を、区長会等と事前調整を図り、当初は任意アンケート形式で、引き続き、全戸聞き取り調査形式という形で、実施した
- ✓ アンケートは、地区毎に消防団を中心として、婦人防火クラブ、消防本部に協力頂いて行われた

●効果等

- ✓ チラシの配布、簡易アンケートの実施(任意提出)、設置調査(全戸調査)を段階的に行ったことが、継続した調査が設置しなければという義務感を徐々に高め、設置率の向上につながったものと考えられる

②『CATVによる行政の「お知らせ」報道の繰り返し放送等』について

CATV(みらーれテレビ:1市2町を対象)に対して、行政の「お知らせ」(住警器の義務化や取付場所等の説明)として、住警器の取材をお願いし、無料で取り上げて放送して頂いた。1回約10分程度の内容を1~2週間程度繰り返しで、毎年の春や秋の火災予防運動時等にも放送して貰っている。平成18年頃から年2回程度放送されている。これは、住警器の普及対策に関する予算が限られる中、チラシにかかる予算の見直し案としてTV報道を考え、同社に協力をもちかけたところ、快諾して頂くことができ、実現したものである。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 常日頃から、イベント等があるときは、消防本部から、町役場の広報担当にイベント等実施内容の資料を提供し、報道各社に「お知らせ」として通知している。積極的な働きかけが功を奏したものと考えられる

●効果等

- ✓ 効果については、データの無いものの、多くの住民がCATVを見ており、多数者に住警器義務化の周知には、効果があったものと考えられている

(3) 消防本部(消防署)におけるその他の活動

①「住警器義務化に対する区長会、消防団、女性防火クラブの協力活動」について

回覧板の回覧、アンケート調査等において、区長会が中心的な役割を果たすという協力を得た。また、消防団等も非常に協力的であり、アンケート調査の回収等も支援を得ることができた。

女性防火クラブも、ショッピングセンターで模型を使った広報等を行う他、「婦人防火の日」(毎月19日)に、消防本部の広報車に同クラブ員が同乗して、同クラブ員が車内でマイクを持ち、スピーカーで火災予防のアナウンスも行う中で、併せて住警器の設置義務化についても広報した。

こうした協力は、消防本部職員の少ない本部にとって、大きなサポートとなった。

14. 地域コミュニティへの丁寧な説明による自主的な活動の喚起 ／内灘町消防本部(石川県)

【地域コミュニティとの連携】 地域コミュニティへの丁寧な説明による自主的な活動の喚起

- ✓ 町内会、自治会、婦人防火クラブ等、様々な地域コミュニティとのコミュニケーションをしっかりと行い、住警器の必要性について丁寧に説明を行うことで、それぞれの地域コミュニティの自主的な活動へとつながった
- ✓ 内灘町消防本部においては、住警器の必要性について説明する際は、「もし住警器を付けないで失火し、大きな火事となった場合には、隣近所にも迷惑がかかる」といった観点に重きを置いた説明を行ってきた
- ✓ 地域コミュニティの活動の一例としては、町内会や自治会の会費による助成の実施や、婦人防火クラブによる民生委員と協力した高齢者宅の戸別訪問等が行われてきた

消防本部名	内灘町消防本部
職員数	約 30 名
所轄地域 (人口の規模)	内灘町 (約 27,000 人)
義務化年	平成 20 年

(平成 22 年 10 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

内灘町消防本部では、街の広報誌での広報やチラシの配布といった一般的な広報のほか、町内会、自治会、婦人防火クラブ等の各地域コミュニティに対して、住警器義務化に関する丁寧な周知を行うことで、各地域コミュニティの自主的な取組へとつながっていった。

地域コミュニティに広がった自主的な活動としては、町内会費や自治会の区費等による助成の他、民生委員と連携した高齢者宅の戸別訪問や、各イベントでの設置義務化の広報活動等があった。

(特徴的な取組)

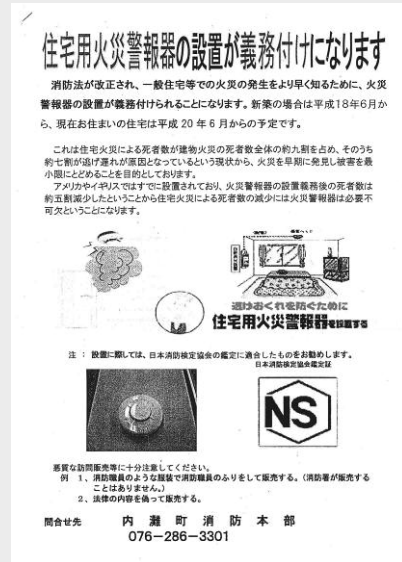
- ✓ 地域コミュニティへの丁寧な説明による自主的な活動の喚起

(2) 消防本部（消防署）における特徴的な活動

①「地域コミュニティへの丁寧な説明による自主的な活動の喚起」について

内灘町消防本部では、地域での防災訓練の後や、各地域コミュニティの会合の際に職員が足を運び、住警器の設置義務化についての説明等を行ってきた。その中では、人命を守る重要性と共に、「もし住警器を付けずに失火し、大きな火事となった場合には、隣近所にも迷惑がかかる」といった観点に重きを置いて説明する等、特に義務感に訴えかける説明を実施してきた。

本調査において話を伺った内灘町の各地域コミュニティの方からは、「消防本部からの直接的なコミュニケーションによる働きかけがなければ、今のように住警器の設置は進んでいなかったと思う」という声も複数聞かれる等、消防本部によるこうした丁寧な説明が、地域コミュニティの自主的な取組へとつながっていったと考えられる。



●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 地域コミュニティにおける防災訓練や会合の後等、できる限りの機会において接点を持ち、住警器の設置義務化に関するコミュニケーションを図ることで、地域コミュニティの自主的な取組を喚起できることがある
- ✓ 内灘町消防本部の例においては、住警器設置の理由の一つとして、住警器によって失火が大きくなるうちに気付くことができることを挙げ、「隣近所に迷惑をかけない」といった観点からの意識啓発を行ってきた

●効果等

- ✓ 複数の多くの地域コミュニティが住警器普及に関する自発的な取組を開始し、高い普及率を実現した

(消防本部の働きかけを受け、地域コミュニティにおいて自発的に取り組まれた活動については、具体的に次のようなものが挙げられる。)

- ✓ 町内会の会費を活用し、住警器1個当たりにつき一定額の助成を行うとともに、共同購入も併せて実施した。また、この例においては、既に購入した世帯との不公平感を無くすため、購入時の領収書があれば、同様に助成を受けられることとした
- ✓ 自治会の区費を活用し、1戸あたりの上限額を定め、助成を行った

- ✓ 婦人防火クラブが民生委員と連携し、高齢者世帯への戸別訪問を実施して、設置希望の有無等を確認して回った

15. 町の助成金制度と設置届出書提出による設置状況把握等に基づく各種の活動・高齢者等対策としての政府交付金の活用に対する支援事業

／永平寺町消防本部（福井県）

【戸別訪問】町の助成金制度と設置届出書提出による設置状況把握等に基づく各種の活動

- ✓ 町の助成金制度の申請手続きとともに設置届出書を提出して頂くことにより、設置状況を詳細に把握している
- ✓ 助成金制度による助成と、設置状況把握に基づく未設置世帯等に対する戸別訪問等が、高設置率の確保につながっている

【その他の取組】高齢者等対策としての政府交付金の活用による支援事業

- ✓ 高齢者等に対する住警器設置支援補助事業として、政府の交付金の活用を図り、社会福祉協議会や民生委員等の協力を得て、支援事業を展開した

消防本部名	永平寺町消防本部
職員数	約 40 名
所轄地域 (人口の規模)	永平寺町 (約 20,000 人)
義務化年	平成 20 年

(平成 22 年 12 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

永平寺町消防本部では、常日頃からの消防団及び婦人防火クラブとの連携並びに町役場等との連携を行っている。さらに、同本部挙げての取組として行なう等、積極的広報を含め、早期から住警器設置活動に積極的に取り組んでいる。

住民へのお願いの前に、まずは、身近なところの職員から町職員、消防団員、婦人防火クラブ、防火団体（永平寺町防火協会等）と輪を広げて速やかな設置のお願いをして推進する他、町内の販売業者等に対しても業者向けの研修会を行う等、広報活動にも積極的に取り組んできた。

また、政府の地域活性化・経済危機対策臨時交付金等の活用も図るとともに、テレビや新

間等の報道にも配慮しながら、広報として周知のためのアイデアを創出し可能なものから取り組んでいる。

さらに、義務化後も、住警器設置後の維持管理(アフターケア)等を目的として「住宅用火災警報器設置相談室」の設置する他、「住宅用火災警報器維持管理マニュアル」の作成・配布する等、先進的に施策を展開している。

(特徴的な取組)

- ✓ 町の住警器設置に係る助成金制度の制定と設置届出書提出による設置状況把握等に基づく一連の各種の活動
- ✓ 高齢者等対策としての政府交付金の活用に対する支援事業

(その他の取組:意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ 地元 CATV 等の各種メディア活用等による日々の周知活動
- ✓ 連合婦人防火クラブ及び消防団による強力な支援活動の協力

(その他の取組:住警器設置義務化後の活動)

- ✓ 「住宅用火災警報器維持管理マニュアル」の作成・配布と相談室の設置

(2) 消防本部(消防署)における特徴的な活動

①「町の住警器設置に係る助成金制度の制定と設置届出書提出による設置状況把握等に基づく各種の活動」について

永平寺町消防本部では、町の重点施策の一つとして、「住警器の早期設置」事業を捉え、区長会等に消防長等が自ら出向き、「住警器の義務化」と平成 19 年度からの「助成金制度」の制定をお願いした。

助成金制度は、上限を 2,000 円とし、住警器購入金額の 1/3 までを助成等するもので、全戸に知らせ、申請方式とした。

なお、この申請用紙は、表裏で申請書と設置届出書(現在、申請書はなくなり、設置届出書となっている。)があり、設置状況等が把握できるようにしている。設置届出書の様式は、全国の他の消防本部で実施されている様式を参考にして作成した。

また、平成 20 年に入ってから、義務化まで日がないとの危機感を持ち、職員を総動員し、催し物があると聞くと、どこ(消防本部の催しに限らず、町関係の会合・催し物等)にでも主催者をお願いして住警器設置の広報の機会を頂き、「住警器設置」のお願いの説明を実施してきた。

さらに平成 20 年 3 月には、区長会において、各地区の住警器設置状況一覧表(各地区のデータ比較)による具体的な現況を見せて説明し、設置推進を訴えた。この結果、区長より区

の誰が未設置かとの問い合わせ等があったり、未設置世帯に対し、区長さんが自ら回ったという取組事例も見られた。

この間、平成 17～19 年度は、全世帯に対する防火訪問での設置促進を図るとともに、平成 20 年度からは職団員合同による未設置世帯へのローラー作戦を展開している。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 消防本部から、町の重点施策の一つとして町に対し「助成金制度」を直接訴えたことにより、同制度が生まれ、本制度を軸として、様々な対応の展開が可能となった
- ✓ 町の「助成金制度」を活用し、申請書と設置届出書をセットにすることにより、設置状況を把握することが容易となった
- ✓ この住警器設置状況を把握したことにより、区毎の設置率をグラフ化し区長等に説得力をもって訴えることができたこと、及び未設置世帯を重点とした職員の効率的な訪問指導が可能となった
- ✓ 消防本部が中核となり、町役場等との連携と、消防団及び婦人防火クラブと働きかけによる諸活動が功を奏した

●効果等

- ✓ 住警器設置率が、93.1%(平成 22 年 12 月 28 日現在)という高い成果を得ている
- ✓ 届出書により、設置状況の詳細まで把握ができている
- ✓ 区毎のデータに基づく比較公表は、隣接区との対抗意識にもつながり、普及率向上の一助となっている

②「高齢者等対策としての政府交付金の活用に対する支援事業」について

住警器設置支援補助事業として、政府の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用を図ることとして、高齢者や障がい者を対象とした自己申請方式に対し、支援事業を実施した。消防本部から町の社会福祉協議会の及び民生委員と連携し、民生委員の方が訪問して申請手続きをする(目の悪い方等は民生委員の代筆)ようにお願いした。

この申請書等は、本部が取りまとめ(民生委員が本部にもって来たり、本部員が民生委員のところに行ったり)、購入等に際しては、町の入札制度(購入、設置、アフターケアをセットとした条件)を利用した。

また、設置等の電話問い合わせに対しても、職員が現場を見に行きアドバイスを行った。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 地元をよく知る民生委員に訪問を依頼し、高齢者宅における住警器設置推進を行った他、購入においても、消防本部が取りまとめを行うといった丁寧なサポートを行っている

●効果等

- ✓ 対象世帯数に対する設置世帯数は、約 70% (485 世帯中 341 世帯が設置) と高い実績を得ている

(3) 消防本部 (消防署) におけるその他の活動

①「地元 CATV 等の各種メディア活用等による日々の周知活動」について

地元の CATV (「こしのくにケーブル TV」) に対し、取組の初期から町の広報を通して依頼を行い、5~10 分/回の枠の広報の放送を行った。放送では、住警器のサンプルをもって警報音等の説明を行う等、具体的な内容とした。また、放送期間については、義務化前の 2 ヶ月間程、継続して流して頂いた。

その他、新聞に対しては、永平寺町の状況等 (「永平寺町 全国トップレベル 独自助成が奏功」 (福井新聞 20. 5. 22) 等) を掲載して頂いた。

②「連合婦人防火クラブ及び消防団等による強力な支援活動の協力」について

消防本部の主体的な活動に対し、連合婦人防火クラブ及び消防団が積極的に関与し、前述等の活動に対し全面的に協力している。

特に、ローラー作戦で多くの方に周知することにより、口コミにもつながり、大きな効果が発揮された他、戸別訪問では、同行した団員等が住民と普段からの顔見知りであることやその人柄等から、和やかな話の中で住警器設置の話を進めることが可能となった。

常日頃からの、消防本部と消防団及び婦人防火クラブとの連携並びに町役場等との連携が、本事業においても大きな効果へとつながった。



③「住宅用火災警報器維持管理マニュアル」の作成・配布と相談室の設置」について

住警器の設置義務化の後においても、引き続き、未設置世帯への指導を行なうとともに、先を見越した住警器の維持管理対策を考え、次の先進的な活動を実施している。

- (i) 「住宅用火災警報器維持管理マニュアル」の作成・配布
設置後の維持管理(正常な作動の確保)が必要との認識の下、消防本部と婦人防火クラブとの協力により、見やすく使いやすいように配慮した構成内容で作成し、定期的にチェックできるようにと全戸に配布した。
- (ii) 「住宅用火災警報器設置相談室」の設置
住警器について誰もが気軽に相談できる(設置後の維持管理(アフターケア)等を配慮した目的)ために設置した。



16. 緊急雇用対策で雇用した職員の活躍による戸別訪問の実施 ／中津川市消防本部(岐阜県)

【戸別訪問】緊急雇用対策で雇用した職員の活躍による戸別訪問の実施

- ✓ 県の緊急雇用対策によって雇用された職員 2～3 名(時期によって変動)が中心となり、市内の各戸を地区ごとに戸別訪問して回り、住警器設置に関するアンケートの実施の他、共同購入の要望の取りまとめ、共同購入を行った住警器の配布・設置等を行った
- ✓ 中津川市消防本部の例では、共同購入は地域の婦人防火クラブが実施主体となっており、取りまとめ・配布・取付といった事務を、緊急雇用の職員が請負って実施しているという形をとっている
- ✓ 平成 22 年度は、7,000 件程を戸別訪問し、警報器の配布・取付については 750 件以上の対応を行い、住警器の普及に貢献した

消防本部名	中津川市消防本部
職員数	約 110 名
所轄地域 (人口の規模)	中津川市 (約 81,000 人)
義務化年	平成 23 年

(平成 22 年 10 月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

中津川市消防本部では、県の緊急雇用対策で雇用した職員の活躍により、市内の多くの世帯に戸別訪問を行い、共同購入を展開することに成功している。緊急雇用の職員は、住警器の設置状況等に関するアンケートを回収する目的で戸別訪問を行う際に、その地域の共同購入について、取りまとめ・配布・取付といった事務も同時に行いながら各家庭を訪問し、平成 21 年、22 年と、多くの世帯の住警器購入・設置を支援してきた。

また、緊急雇用の職員が住警器普及のために戸別訪問を行っていることを知ってもらうため、同消防本部が実施している民生委員の講習会においても、緊急雇用の職員は日々の戸別訪問の実体験をもとに、講師の役を担っている。

その他の消防本部の取組としては、企業に向けた消防訓練や防火対象物・危険物の査察の際に従業員宅での普及の啓発のお願いをする、地元スーパーのレシートやパチンコ店のチラシに住警器の PR を入れてもらう等の周知活動も継続的に行っている。

(特徴的な取組)

- ✓ 緊急雇用対策で雇用した職員の活躍による戸別訪問の実施

(その他の取組:意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ 民生委員への勉強会の実施
- ✓ 企業訪問の際の住警器普及の依頼
- ✓ 地域の事業者による広報の協力

(2) 消防本部(消防署)における特徴的な活動

①「緊急雇用対策で雇用した職員の活躍による戸別訪問の実施」について

戸別訪問の際に募る共同購入については、消防本部が主体的に行うことはできないため、その地域の婦人防火クラブが主体となって実施するものの事務を代行しているといった形で、要望の取りまとめ・配布・取付等を行った。

戸別訪問をする際には、事前にその地区において回覧を回して頂いたり、防災行政無線で回る日を広報して頂いたりして、戸別訪問ができる限りスムーズに行われるような工夫が行われた。戸別訪問の際、不在の時にはチラシや申込票等をポストに投函するといった対応を行い、多い日では1日100件以上の世帯について戸別訪問を実施した



消防本部では、住警器の普及に関する取組のみを行う人員の確保を行うことが難しいため、消防本部の予防課職員からは「緊急雇用の職員の方が、住警器普及に専属で動いてくださったことで、今回の取組が実現できた」といった意見が聞かれた。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 緊急雇用の職員が、予防課職員の専属的な代理として、同消防本部の取組の要である戸別訪問を積極的に推進した
- ✓ 多くのクラブ員が昼間は居ない等の背景から、実際に動くことが難しい婦人防火クラブの代行として活動することで、共同購入をより積極的に推進することができた

●効果等

- ✓ 平成22年度は7,000件程を戸別訪問し、警報器の配布・取付については750件以上の対応を行い、住警器の普及に貢献した

(3) 消防本部（消防署）におけるその他の活動

①「民生委員への勉強会の実施」について

民生委員の定例会に足を運び、住警器に関する講習会を開催。具体的な支援を要請するわけではなく、民生委員の方が高齢者宅に訪問した際、「こんな人が回ってきたよ」といった会話があった時等に、簡単なフォローをして頂くことを期待して開催した。

なお、講習会の講師についても、日々、戸別訪問を行っている経験活かして、緊急雇用の職員が担当して実施した。

②「企業訪問の際の住警器普及の依頼」について

防災訓練や、防火対象物・危険物の査察で一般企業を訪問した際に、経営者との会話の中で、従業員への住警器普及の徹底についての依頼を実施。中には、その場で検査に同席していた業者が、住警器を扱っている場合等は、その企業との間で、共同購入についての相談が始まるケースもあった。

③「地域の事業者による広報の協力」について

地元のスーパーのレシートや、パチンコ店のチラシに住警器の PR 文を掲載して頂く等、地元の事業者に広報の協力を頂くこともあった。

17. 町広報誌への特集記事の掲載及び航空機による広報活動等・「かにえ防災・減災の会」の支援協力

／蟹江町消防本部(愛知県)

【チラシ等の配布】 町広報誌への特集記事の掲載及び航空機による広報活動等

- ✓ 町役場の広報担当に特集記事等を依頼し、全戸に配布される広報誌に掲載して頂くとともに、隣接消防本部との協力により航空機による広報活動を実施する等の活動を通じて、住民への周知を図った

【地域コミュニティとの連携】「かにえ防災・減災の会」の支援協力

- ✓ 同会が、消防本部の取り組む周知活動の担い手として、住警器の見本やパネルでの展示と説明、チラシ等の配布を行い、普及活動に協力した

消防本部名	蟹江町消防本部
職員数	約 50 名
所轄地域 (人口の規模)	蟹江町 (約 37,000 人)
義務化年	平成 20 年

(平成 22 年 11 月)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

蟹江町消防本部では、地域コミュニティとの連携を図るとともに、地域広報誌の活用のほか、隣接消防本部との協力を通じた広報活動を積極的に取り組んでいる。

(特徴的な取組)

- ✓ 町広報誌への特集記事の掲載及び航空機による広報活動等
- ✓ 「かにえ防災・減災の会」の支援協力

(その他の取組:意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ 県のキャラバン隊に協力した普及活動や店舗電光掲示板等による周知活動

(2) 消防本部（消防署）における特徴的な活動

①「町広報誌への特集記事等の掲載及び隣接消防本部との航空宣伝等による広報活動」について

蟹江町消防本部では、町全戸に配布される町の広報誌（「Kiss 広報かにえ」）に、住警器設置義務化直前には特集記事を企画したり、機会ある毎に数行記事を掲載する等の広報活動を行ってきた。

また、駅前での商工会広報（マイク放送）やイベント等における機会を通じたチラシ等による一般的な普及活動の他に、火災予防運動等期間中には、海部郡 5 消防本部の共同施策として住警器設置の航空機による広報活動（セスナ機からの放送）の実施や、県の住警器設置のキャラバン隊活動も活用し、普及活動を行っている。

当局としては、予算や人員に制約等もあることから、隣接の名古屋消防局から斡旋のあったポスターやチラシの啓発資料を活用することや、隣接消防本部との共同により、限られた予算の中での広報活動を実施している。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 消防本部と町役場町の企画情報課（広報誌担当）との日頃からの関係構築に基づく協力依頼の実現
- ✓ 広報誌への義務化決定時期や義務化時期の結節点での特集記事掲載と継続した記事の掲載につなげた
- ✓ 隣接消防本部との日頃からの情報交換等の関係構築が、さまざまな広報活動への協力につながった

●効果等

- ✓ 普及効果の影響の大きさの実績データはないものの、予算を節約しつつ効果のある広報活動に資することができた

②「かにえ防災・減災の会」の支援協力」の取組」について

同会（ボランティア団体）は、消防本部との防災を中心として交流し、例年、地域（30 町内会（区会））の自主防災会毎の防災訓練時や町民祭り等において、お手伝いをする等、協力できることを積極的にしてきている。この中で、同会長が予防課長に住警器の協力の話をして、住民周知のために、住警器の見本やパネルでの展示と説明、チラシ等の配布をもって、普及活動に協力している。

また、共同購入に関心を有する自主防災会（自治会）からは、同会に相談があり、同会の仲介の労により、共同購入に至ったものもある。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 日ごろからの防災に関する頻繁な情報交換の実施等、密接な交流活動による協力体制の構築

●効果等

- ✓ 広報活動等における同会の支援活動は、予防課員 3 名に対して、大きな援助戦力となった

(3) 消防本部（消防署）におけるその他の活動

①県のキャラバン隊に協力した普及活動や店舗電光掲示板等による周知活動」について

経費がない中での工夫として、県の催し物であるキャラバン隊等の活動を利用した普及活動を行うとともに、アンケート等も実施した。また、人の目につき易い署や近くの大型店舗の電光掲示板で「住警器義務化」を流す等、周知に努めた。

特に、住民への説明会では、「住警器が何故、必要なのか」という必要性を強く訴えた。最近、県で掌握している奏功事例（各消防本部は、県防災局に奏功事例を報告することになっており、県からはメールで各消防本部に送付される態勢となっている。）を受けて、訓練等の機会を通じて、その奏功事例を紹介している。

18. 全区長会の活用・小学生を対象とした普及活動・マスコミに話題を提供し報道につなげた広報の実現

／那賀消防組合消防本部(和歌山県)

【地域コミュニティとの連携】全区長会の活用

- ✓ 全区長会で住警器の設置促進についてお願いしたところ、市予算で各戸に住警器 1 個の配布を決定され、全世帯に配布された

【マスコミとの連携】マスコミに話題を提供し報道につなげた広報

- ✓ 住警器の住宅への取付の実展示や住警器設置推進レシートやシールの話題(トピックス)を提供して、報道記事としての掲載につなげた。

【その他の取組】小学生を対象とした普及活動

- ✓ 「防災ひとづくり事業」という啓発事業の一環として、全小学校等に「住警器設置推進ポスター」等を募集・表彰し展示(全小学校の参加)することにより、家庭への波及効果を図った

消防本部名	那賀消防組合消防本部
職員数	約 130 名
所轄地域 (人口の規模)	岩出市、紀の川市 (約 121,000 人)
義務化年	平成 23 年

(平成 22 年 10 月末現在)

(1) 消防本部(消防署)における取組の概要

那賀消防組合消防本部では、「防災ひとづくり事業」(過去約 10 年継続、市民の防火・防災・救急意識の普及啓発を図る目的として、ポスター等の公募や出前講座等を実施)の一環として、本住警器の設置促進事業を捉え、広報活動に積極的に取り組んでいる。

当初、チラシを作成し、区長から班長経由で全戸(43,000 世帯)に配布した。全区長会にお願いしたり、各種の広報等に、幅広く取り組んでいる。

また、区長会の他に、婦人防火クラブ(53 団体)や 86 事業所を有する協議会事務局に対して、「住警器」の必要性を訴えた説明とともに、共同購入を要望してきた。

(特徴的な取組)

- ✓ 全区長会への設置促進のお願いにより、市長から全戸に住警器 1 個の配布
- ✓ マスコミに話題を提供し報道につなげた広報の実現
- ✓ 小学生を対象とした普及活動

(その他の取組:意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ 住警器設置義務化の各種アイデアの創出等による住民への周知活動

(その他の取組:共同購入に関する活動)

- ✓ 婦人防火クラブや防火管理協議会等に対する共同購入の普及活動

(2) 消防本部(消防署)における特徴的な活動

①「全区長会への設置促進のお願い」について

那賀消防組合消防本部では、当初、婦人防火クラブに共同購入をお願いしたり、戸別訪問も行ったが難しく、なかなか成果が上がらなかった。そこで全区長会に設置推進をお願いしたところ、全戸に住警器 1 個を配布する市の福祉助成事業が決定した。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 全区長会等との日頃からのコミュニケーション
- ✓ 高齢者や一人暮らしにおける設置の難しさを考え、業者に設置まですることを市が契約(消防としては、春秋の防火診断の訪問調査時に設置状況を確認)

●効果等

- ✓ 全戸に住警器 1 個の配布を行う市の助成事業が実施された

②「マスコミに話題を提供し報道につなげた公報の実現」について

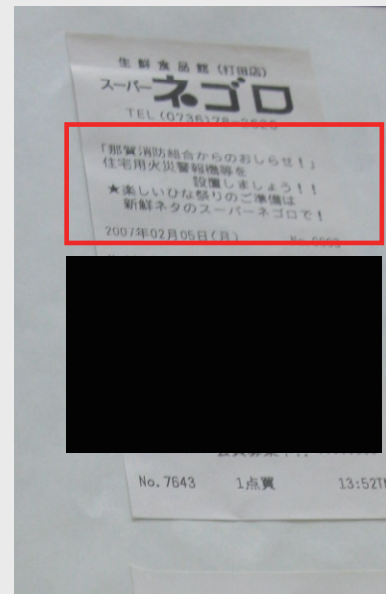
市内の大きなスーパー等のレシートに「住宅用火災警報器設置推進レシート」として住警器の記載を依頼、設置世帯に対する「住宅用火災警報器設置推進シール」の配布、職員の住宅を借りた実際の取付展示等を行った。また、職員宅の展示等については、報道関係者に通知することによって、新聞記事や放送での紹介へとつながった。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 報道による広報の重要性を認識し、マスコミ受けする話題を積極的に提供することにより、報道記事として取り上げて貰うことが可能となった。

●効果等

- ✓ 単なるイベント広報に留めず、マスコミ報道されたことにより、「住警器設置の義務化」等について、より多くの住民に周知することが可能となった。



③「小学生を対象とした普及活動」について

「防災ひとづくり事業」という啓発事業の一環として、全小学校等に「住警器設置推進ポスター」等を募集・表彰し展示(全小学校の参加)することにより、家庭への波及効果を図った。

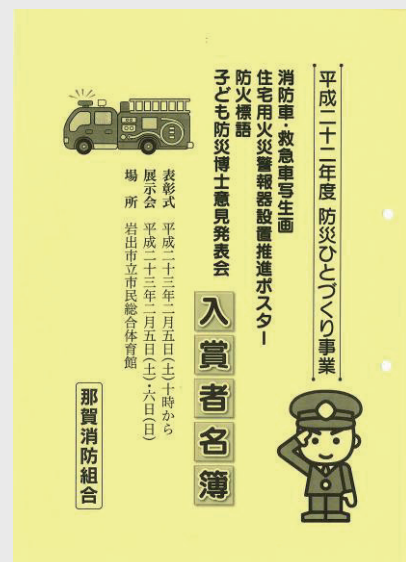
また、保育園児の見学や小学生の社会科授業、中学生の職場体験での、消防署見学等時に、消防展示とともに、「住警器」の有効性の説明を追加している。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 過去 10 数年継続している「防災ひとづくり事業」の推進活動の一環として取り組むことにより、スムーズに実施することができた。

●効果等

- ✓ 小学生等の子供から、住警器の購入・設置の話題として、家庭への波及効果があり、購入等に結びついたものもあると考えている。



(3) 消防本部（消防署）におけるその他の活動

①「住警器義務化の各種アイデアの創出等による周知活動」について

店舗の協力を得てレシートに住警器の記載を依頼した「住宅用火災警報器設置推進レシート」、設置済み世帯を明示する「住宅用火災警報器設置推進シール」、ホームページ(※)における奏功事例の紹介や広報車による巡回広報の中での住警器設置の放送等、日々の生活に密着した広報周知活動を行っている。

また、従来からの継続事業や関係ある協議会等との普段からの活動に、「住警器設置義務化」を付加した形で啓発活動等を実施している。こうした中で、消防団等からの口コミ等によっても、周知の幅が広がっている。

※URL <http://www.naga119.gr.jp/>

②「婦人防火クラブや防火管理協議会等に対する共同購入の普及活動」について

普段から消防に関心の高い、婦人防火クラブや防火管理協議会等に対して、共同購入のお願いをして、共同購入による設置に至った。

19. 自治会等への共同購入の紹介・高齢者等世帯に1世帯につき1個の住警器無償給付・「緊急雇用創出基金」を活用した臨時職員の雇用と住警器設置推進室の設置

／江田島市消防本部(広島県)

【地域コミュニティとの連携】自治会等への共同購入の紹介

- ✓ 消防本部が、自治会等の会合等を通じて、共同購入の紹介を行うことにより、自治会長等が主体的に共同購入の取りまとめを行う等積極的な活動により、共同購入が進められた。
- ✓ 地区別の住警器普及状況データの公表等により、消極的だった自治体においても、消防団等による共同購入が進められた。

【戸別訪問】高齢者等世帯に1世帯につき1個の住警器無償給付

- ✓ 高齢者等世帯(65歳以上の高齢者や障がい者が居住する世帯等)に対する住警器無償給付を市に要求し予算等を確保した
- ✓ 各自治会長等に対して同事業の説明を行い、申請や取付等の支援を得た他、消防本部による戸別確認等も実施する等のきめ細かなフォローにより、当給付の該当世帯の約9割が設置を行った

【戸別訪問】「緊急雇用創出基金」を活用した臨時職員の雇用と住警器設置推進室の設置

- ✓ 住警器無償給付事業遂行における専従者として大きな戦力となり、同事業の設置率向上に多大な貢献をした。

消防本部名	江田島市消防本部
職員数	約60名
所轄地域 (人口の規模)	江田島市 (約28,000人)
義務化年	平成23年

(平成22年11月現在)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

江田島市消防本部では、住警器設置に早期から取り組み、市や自治会と施策等の調整を行うとともに、「防火指導 3 ヶ年計画」から年度計画に具体的事項を取り込み、施策に反映するとともに、消防本部が主体的に、まずは動くこととし、自らの地元密着型の積極的な活動に加え、長年実績のある地域コミュニティや地元の新聞記者との関係を活用し、普及活動にも積極的に取り組んでいる。

(特徴的な取組)

- ✓ 自治会等への共同購入の紹介
- ✓ 高齢者等世帯に 1 世帯 1 個の住警器無償給付
- ✓ 「緊急雇用創出基金」を活用した、臨時職員の雇用と住警器設置推進室の設置

(その他の取組：意識や知識の普及に関する活動)

- ✓ 地元新聞記者に対する話題の事前提供による記事の掲載
- ✓ 深江女性防火クラブ等との連携した活動

(2) 消防本部（消防署）における特徴的な活動

①「自治会等への共同購入の紹介」について

江田島市消防本部では、義務化の 3 年前から各自治会長や各事業所等に、自治会単位での共同購入の紹介を行ってきた。

当初は、「消防出前講座」の中で、住警器の設置の話題を常に追加して提供するとともに、購入業者の選定については、広島県消防設備管理協会や広島県消防機器同業組合への相談が可能といった情報提供を行ってきた。

共同購入については、自治会長の会合等を通じて紹介することで、各自治会長が積極的に取組を進めた地域もあった他、消防団等の会合で普及率の現状を町別データとして共有することにより、普及率の差を見て、消防団を中心とした動きが活発化した地域も存在した。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 共同購入について、取組の早期より、消防本部から協会や組合等と連絡を取り合い、その上で、自治会の会合による紹介とともに、出前講座等を通じた普及活動により、自治会長等が積極的に共同購入の取りまとめ等を実施することができた
- ✓ 消防本部が、各種アンケートや調査を適宜行うことで、意識を高めるとともに、各地区別の集計等を広報誌に掲載したり、会合等でデータに基づく実態の説明を行うといった活動へとつながり、共同購入を推進する団体等が生まれるきっかけとなった

●効果等

- ✓ 各種アンケートや調査の結果を広報誌に掲載したり、会合等でデータに基づく実態の説明を行うこと等により、自治会や消防団等が主体的な行動をとり、共同購入が進んだ

②「高齢者等世帯に住警器を1世帯1個の無償給付の実現」について

国からの「地域活性化経済危機対策臨時交付金」の話等に対し、消防本部から、安心・安全の観点により、高齢者等世帯に住警器を1世帯1個の無償給付を市に要求し予算を確保した。また、各自治会長等に対しては、市の事業として住警器の高齢者等に対する無償給付の説明を実施後、通知文書に同事業の申込書（地区自治会単位の作成で、申請様式も簡易化した選択型式）を添付し送付している。

自治会によっては、会長自らが積極的に支援するとの話（申請、受付け、名簿のチェック、取りまとめ等）もあり、消防団の協力を得たところもあった。さらには様々な会合等（方面隊制度をとっている消防団の集まり等）において、各町の普及状態の現況をデータとして示し説明することによって、積極的に活動を行う自治会が徐々に増えていった。

本事業において、消防本部は、希望者に対する取付支援を行ったり、未申請者に対しては、電話（意思確認）や戸別訪問により、申請支援を手助けする等、きめ細かく行っている。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 消防本部が積極的に各種情報を入手し、住警器設置に活用できるものに対し、市の関係各課等に積極的に働きかけ、計画的に同事業を立ち上げた
- ✓ 市の給付事業として、自治会長等に説明し、自治会等単位の協力を求めたことから、申請が地区毎に行えることとなり、かつ、申請に加え、取付場所、方法等の選択等を一括したことにより、高齢者個人の負担を軽減した。この際、設置状況も確認することとなり、未設置世帯を確認することも可能としている
- ✓ 消防本部が、各種アンケートや調査を適宜行い、意識を高めるとともに、各地区別の集計等を広報誌に掲載したり、会合等でデータに基づく実態の説明を行うことにより、次第に協力的になってきた
- ✓ 無償給付のみならず、取付支援も希望により行う他、未申請者に対するきめ細かなフォロー等を行なっている

●効果等

- ✓ 対象世帯約7600世帯のうち、約7200世帯に給付（平成23年1月現在）している。

③「緊急雇用創出基金」を活用した、臨時職員の雇用と住警器設置推進室の設置」について

国の「緊急雇用創出基金」を活用し、住警器普及のための臨時職員(2年で8名)を雇用し、住警器設置推進室を設置した。臨時職員は、住警器の申請受付から決定通知書、受領書の整理と一連の業務を、また、要望者の取付等までの業務を担当した。

また、市民サービスセンターには、申込様式の記載要領や手続の仕方を作成して置いて頂いた。この場での各地区の地域支援員の活躍も大きかった。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 平成 23 年の義務化に対し、法令改正直後から取り組んだことにより、国の各種施策(「緊急雇用創出基金」等)を十分に活用することができた
- ✓ 予防課員 4 名に対し、住警器専従の臨時職員の 4 名/年の追加は、大きな戦力となったものと考えられ、きめ細かなフォローが実施できた

●効果等

- ✓ 高齢者等世帯の住警器無償給付事業の実現に大きく貢献した
- ✓ 住警器専従の臨時職員の 8 名の働きにより、きめ細かなフォローが可能となった

(3) 消防本部(消防署)におけるその他の活動

①「地元新聞記者に対する話題の事前提供による記事の掲載」について

消防本部から、地元の新聞記者に対し、常日頃から積極的にコミュニケーションをとっており、まずは何かあれば、記者に事前に連絡し、電話での各種情報(出初式等)の提供することとしている。住警器の設置の話題も提供(消防署に来てもらったり、電話対応 等)し、中国新聞や読売新聞等にも記事として掲載頂いた。具体的には、「県内の半数以上が未設置(そのため、早期設置の呼びかけが必要)」「江田島の普及は 88%」といった内容を掲載頂いた。

②「深江女性防火クラブ等との連携した活動」について

深江女性防火クラブの会長が、県の副会長でもあり、常日頃から、県からの情報等を消防本部と密接に交換するとともに、春秋の防火週間等年中行事等も、消防本部と連携して参画してきている。

平成 21 年には、同クラブが、県から住警器設置促進事業のクラブ指定を受け、その助成金により、チラシの作成配布や横断幕等の作成を行った。また、市内でのマラソン大会や出初式といったイベント等においても、積極的にチラシ等の配布を行った。

同クラブは、消防団等と協同し、住警器の普及事業においても、地元に着した形で各種の啓発活動(クラブ内研修、説明会、イベントへの出展、防火訪問 等)に積極的に取り組み、活躍した。

20. 職員、消防団等による住警器戸別訪問指導調査の実施・緊急雇用創出事業を活用した住警器推進員(臨時職員)の活動 ／久留米広域消防本部(福岡県)

【戸別訪問】職員等による住警器戸別訪問指導調査の実施

- ✓ 全職員、消防団等による徹底した戸別訪問指導調査によるローラー作戦により、住警器設置率の向上が図られた
- ✓ 戸別訪問の前段階に、全世帯約16万世帯へチラシ等の配布、消防団等地域と連携した設置促進活動を実施したこと等が、住民への周知につながった
- ✓ 特に、職員が同一認識の下、指定地図に基づき訪問し、その後の記録を確実に行ったことが、重複・漏れを防ぐ堅実・効率的な結果に結び付いた

【戸別訪問】緊急雇用創出事業を活用した住警器推進員(臨時職員)の活動

- ✓ 住警器専従の臨時職員を雇用することにより、短期間で多くの戸別訪問の実施やデータの分析を行うことができ、効果的な活動の推進を図ることができた

消防本部名	久留米広域消防本部
職員数	約360名
所轄地域 (人口の規模)	久留米市、小郡市、うきは市、三井郡大刀洗町、三潴郡大木町 (約425,000人)
義務化年	平成21年

(平成23年1月時点)

(1) 消防本部（消防署）における取組の概要

久留米広域消防本部では、設置義務化後、消防長を本部長とする設置促進本部を設置（本部課長の他に各署長を加えた12名で構成、事務局を予防課（5名）が担当）し、平成21年度からの3ヶ年計画（設置促進活動方針：全職員による戸別訪問指導調査（対象：戸建の約10万世帯）のローラー作戦、管区内の約16万世帯に対するチラシの配布、消防団等地域と連携した設置促進活動の実施、共同住宅等や公的機関職員への設置促進等）を策定し、設置率向上に向けた取組（広報活動、普及啓発活動）を推進している。特に平成22年度は、緊急雇用創出事業を活用した住警器推進員（臨時職員）の活用を図り、活動を強化している。

メディアとの連携については、地元のテレビやラジオの協力を得た住警器の広報宣伝を実施している。

（特徴的な取組）

- ✓ 職員、消防団等による戸別訪問のローラー作戦の実施
- ✓ 緊急雇用創出事業を活用した住警器推進員（臨時職員）の活動

（その他の取組：意識や知識の普及と設置に関する活動）

- ✓ 共同住宅に係る所有者及び不動産業者等の各団体等に対する設置指導

(2) 消防本部（消防署）における特徴的な活動

①「職員、消防団等による住警器戸別訪問指導調査のローラー作戦の実施」について

久留米広域消防本部では、住警器義務化後、本部内に設置した「住警器設置促進本部」の指導のもと、活動の重点方針である「戸建全世帯（約10万世帯）に対する戸別訪問指導調査のローラー作戦」を、全職員（管理職を除く）と消防団及び女性防火クラブの協力を得て実施した。

まずは、認知度を高めるためには、チラシ配布が有効と考え、自治会長等の代表の集まりや、各町内会長の集まり等において説明会を実施し、各地区の自治会等の協力を得て、全世帯（約16万世帯）に配布を行った。また、個別に町内会で職員からの説明を希望するところには、別途訪問し、必要性等の説明を行った。

訪問に際しては、漏れ・重複がないように消防本部の統一した地図で、エリア等を区分した上で、訪問先には職員等が回り、設置状況の確認と、未設置世帯に対してはチラシ等の配布・説明による設置の依頼を行ってきた。この訪問は、訪問先の在宅時を考慮して土・日曜に集中して、また毎月9日（「防火の日」として）を主として、実施している。また、訪問後は、各戸の状況をメモ（完全設置、一部設置、未設置、不在等）に残し、誰が見ても設置状況が分か

るように記述内容を統一し、次回の再訪問時については、この過去の訪問状況を確認し、重複等が無いようにしている。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 全消防職員に対し、事前に「住警器Q & A」を配布することにより、市民からの簡単な質問には職員が誰でも答えられるようにしたこと、さらには、各種広報活動において全職員一丸となった姿勢を住民に対して示すことができたことが、住民の関心を高めたものと考えられる
- ✓ 訪問において、重複・漏れを防ぐ工夫として、本部が示した同一地図を使用し、書込み要領を定めて管理を行ったことにより、全職員で最新の現況を共有できる様にした
- ✓ 戸別訪問による指導調査のローラー作戦が特に功を奏した

●効果等

- ✓ 住警器設置率の向上は、様々な活動の複合的な相乗効果もあるが、平成 21 年 7 月の 52. 0%から、1 年半後の平成 23 年 2 月には 78. 5%に向上している

②「緊急雇用創出事業を活用した住警器推進員(臨時職員)の活動」について

緊急雇用創出事業を活用するために、住警器設置促進事業の要綱等を作成し、住警器推進員(臨時職員)の公募により 11 名の採用(調査管理:1 名、訪問調査:10 名)を決定した。同推進員に対する諸準備を整えつつ教育を行った後で、本部の他各署に配置した。

同臨時職員は、平成 22 年 5 月から 10 月までの約半年間、住警器普及活動の専従員として、戸建住宅への戸別訪問指導調査に重きを置いて活動する他、設置状況調査結果の集計・分析作業等や、管内で開催される各種イベント等での街頭啓発活動(22 件:県の防災訓練、駅舎、ショッピングセンター、公民館、大型店舗 等)に取り組んだ。

●成功のポイント・工夫点等

- ✓ 国の「緊急雇用創出基金制度」を上手く十分に活用することにより、臨時職員 11 名を確保し、住警器設置推進専従の大きな戦力を活用することができた
- ✓ 住警器専従の臨時職員の追加により、活動の重点方針である「1 戸建の全世帯(約 14.4 万世帯)に対する戸別訪問指導調査のローラー作戦」の実施において、短期間で多くの戸別訪問を行うことができた

●効果等

- ✓ 戸別訪問の対象世帯数約 14.4 万世帯(1 戸建をリストアップ)に対し、臨時職員が約 6ヶ月間の雇用期間の中で約 4.3 万世帯の訪問を行った。なお、残りの件数は、消防本部の職員と消防団員が 2 年をかけて訪問した

- ✓ 設置率の推移を見ると、平成 21 年 7 月(52. 0%)から、22 年 7 月(61. 3%)、平成 23 年 2 月(78. 5%)と、この臨時職員活動期間に、急上昇(当初間の+9. 3%に比し、+17. 2%)が見られた

(3) 消防本部(消防署)におけるその他の活動

①「共同住宅に係る所有者及び不動産業者等の各団体等に対する設置指導等」について

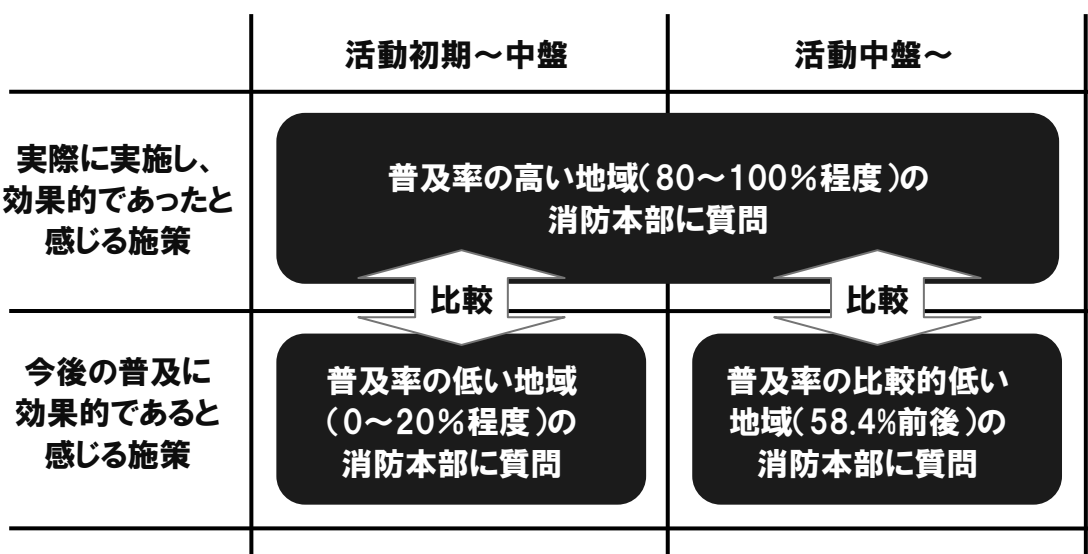
共同住宅への対応が一番難しいと考え、まずは宅建協会のような住宅所有者及び不動産業者等の各団体等に対し、設置指導を依頼し、加盟している事業所のアンケート調査に協力して頂いたところ、設置率の向上が見られた。

IV. 普及率の高い地域における活動の傾向

1. アンケートによる聞き取り調査の内容

聞き取り調査においては、普及率の高い地域・低い地域の両方の消防本部（合計 47 サンプル）から、住警器普及への取組状況に関するアンケートを実施し、主に、取組状況の違いに関する全体傾向を把握した。アンケートにおいては、普及率を基に質問対象の消防本部を 3 つに分け、それぞれの消防本部で効果的であると感じる施策に関して回答頂き、結果の比較・整理を行った（図表 4 参照）。

【図表 4：アンケート調査の概要】



なお、本聞き取り調査においては、各消防本部に対し、次の 28 の質問それぞれの効果についてご回答頂いた。

《消防本部における情報収集・活用》

- (1) 消防庁にて公表されている資料（普及率推計結果、事例集等）を活用しているか
- (2) 地域コミュニティと日頃から継続的なコミュニケーションを行っているか

《消防本部における周知活動》

- (3) チラシ等の配布を行っているか
- (4) ポスター等の掲示を行っているか
- (5) イベント等を実施しているか
- (6) 消防本部内での展示（※1）を行っているか
- (7) 戸別訪問を行っているか
- (8) その他、消防本部による周知活動を行っているか

《消防本部における地域コミュニティ・民間企業等との連携》

- (9) 地域コミュニティと連携して普及活動を行っているか
- (10) 住警器の販売業者と連携して普及活動を行っているか
- (11) マスメディアと連携して普及活動を行っているか
- (12) 不動産業者（宅地建物取引業組合等の団体も含む）と連携して普及活動を行っているか
- (13) 地域の大規模事業所等に赴き、説明会等を開いているか
- (14) その他、民間企業と連携して普及活動を行っているか

《消防本部における効率的な施策の実施》

- (15) 普及率調査等により、未設置家庭のリストアップを行っているか
- (16) 普及活動の優先順位付け（低普及率の地域、消防署からの遠隔地等）を行っているか
- (17) 設置済みが分かるような取組（設置済みシールの配布等）を行っているか

《消防本部における特定の対象へ向けた支援・対策》

- (18) 高齢者へ向けた取付支援を行っているか
- (19) 高齢者へ向けたその他の支援を行っているか
- (20) ハンディキャップを持った方への取付支援を行っているか
- (21) ハンディキャップを持った方へのその他の支援を行っているか
- (22) 明確に設置を拒んでいる層に対する、特別なフォローを行っているか

《消防本部における地域コミュニティへの支援》

- (23) 地域コミュニティ等を対象とした勉強会や研修会を行っているか
- (24) 奏功事例や周知のためのツール（パンフレット、チラシ等）の、地域コミュニティへの提供を行っているか
- (25) 地域コミュニティへ向けて、他の地域の取組の紹介を行っているか
- (26) 地域コミュニティへ向けて、スムーズに共同購入を行うことができるよう、サポートを行っているか
- (27) 地域コミュニティへ向けて、共同購入以外の購入方法（即売会等）の実施について支援を行っているか
- (28) 地域コミュニティへ向けて、戸別訪問実施について支援（民生委員との連携補助等）を行っているか

※1:住警器の取付方法や、設置場所等に関するパネル等の展示

2. アンケートによる聞き取り調査の結果

① 普及率の高い地域と低い地域における、効果的と感じる施策の比較

アンケートによる聞き取り調査の結果のまとめは次の通り。

- 「チラシ等の配布」について、普及率の高い地域では効果的だとする回答が多い一方、低い地域では効果に対する期待が薄い
- 活動初期においては、「消防本部による周知活動」と「共同購入のサポート」が効果的である可能性がある
- 活動中盤においては、「戸別訪問」と「地域コミュニティとの連携」が効果的である可能性がある
- 「マスメディアとの連携」について、普及率の低い地域では効果に対する期待が高い一方、普及率の高い地域では効果的であったとする回答が少ない

【図表5：アンケート調査の結果】

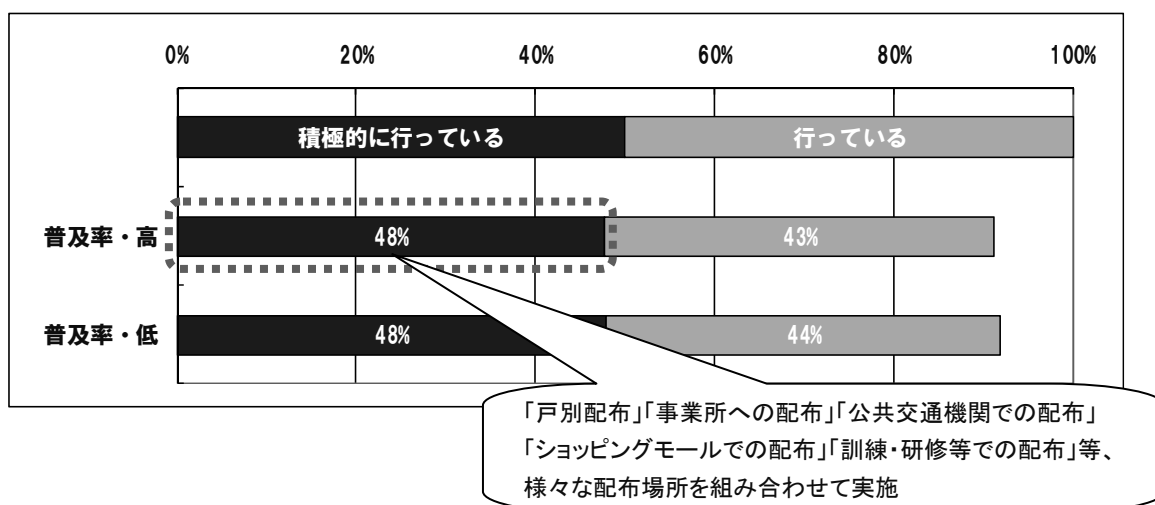
		普及率の高い地域における上位3つの回答	普及率の低い地域における上位3つの回答	普及率の高い地域において普及活動の初期に有効だった施策	普及率の低い地域において今後有効と感じる施策	普及率の高い地域において普及活動の中盤に有効だった施策	普及率の比較的低い地域において今後有効と感じる施策
(1)	消防庁にて公表されている資料(普及率推計結果、事例集等)を活動に活かしているか	4%	0%	4%	7%		
(2)	地域コミュニティと日頃から継続的なコミュニケーションを行っているか	17%	18%	17%	29%		
(3)	チラシ等の配布を行っているか	48%	18%	30%	14%		
(4)	ポスター等の掲示を行っているか	9%	9%	0%	0%		
(5)	イベント等を実施しているか	13%	18%	22%	14%		
(6)	消防本部内での展示を行っているか	0%	0%	0%	0%		
(7)	戸別訪問を行っているか	22%	36%	30%	50%		
(8)	その他、消防本部による周知活動を行っているか	35%	0%	17%	29%		
(9)	地域コミュニティと連携して普及活動を行っているか	17%	36%	26%	29%		
(10)	住警器の販売業者と連携して普及活動を行っているか	0%	9%	0%	0%		
(11)	マスメディアと連携して普及活動を行っているか	9%	27%	4%	36%		
(12)	不動産業者(宅地建物取引業組合等の団体も含む)と連携して普及活動を行っているか	4%	0%	0%	7%		
(13)	地域の大規模事業所等に赴き、説明会等を開いているか	0%	0%	0%	7%		
(14)	その他、民間企業と連携して普及活動を行っているか	9%	0%	4%	0%		
⋮							
(23)	地域コミュニティ等を対象とした勉強会や研修会を行っているか	17%	9%	13%	14%		
(24)	奏功事例や周知のためのツール(パンフレット、チラシ等)の、地域コミュニティへの提供を行っているか	4%	9%	17%	0%		
(25)	地域コミュニティへ向けて、他の地域の取組の紹介を行っているか	4%	0%	0%	0%		
(26)	地域コミュニティへ向けて、スムーズに共同購入を行うことができるよう、サポートを行っているか	26%	64%	9%	21%		
(27)	地域コミュニティへ向けて、共同購入以外の購入方法(即売会等)の実施について支援を行っているか	4%	0%	0%	7%		
(28)	地域コミュニティへ向けて、戸別訪問実施について支援(民生委員との連携補助等)を行っているか	0%	9%	0%	0%		

② 「チラシ等の配布」に関する分析

普及率の高い地域では効果的だとする回答が多い一方、低い地域では効果に対する期待が薄いという結果であった「チラシ等の配布」について、実施度等の比較結果は次の通り。

- 普及率の高い地域・低い地域それぞれ、実施度についての差は少ない
- 普及率の高い地域における配布場所を詳しく見てみると、人が多く集まる場所について、1箇所ではなく複数の配布場所を組み合わせる実施している

【図表 6 : アンケート調査の結果】

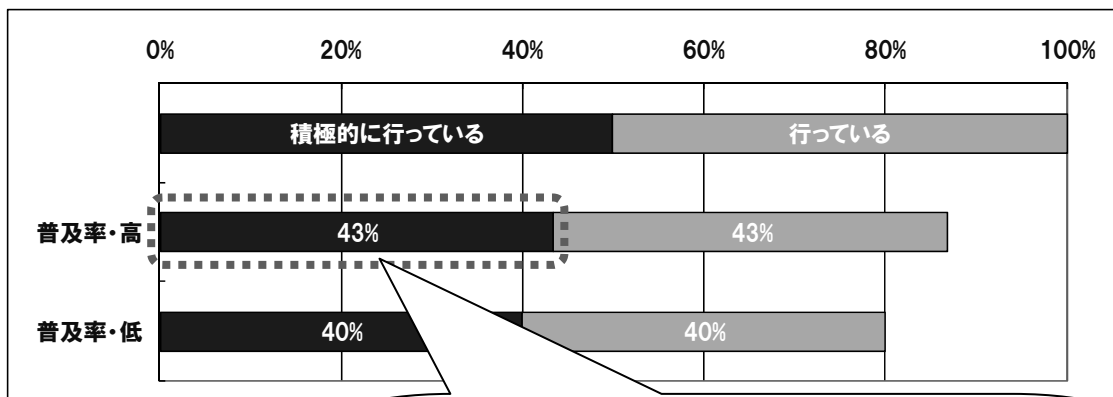


③ 「消防本部による周知活動」に関する分析

普及率の高い地域で効果的だとする回答が多かった「消防本部による周知活動」について、実施度等の比較結果は次の通り。

- 普及率の高い地域・低い地域それぞれ、実施度については大きな差は無い
- 普及率の高い地域における周知活動について詳しく見てみると、アプローチの手厚さや、内容面において、独自の工夫が行われている例が見られた

【図表 7：アンケート調査の結果】



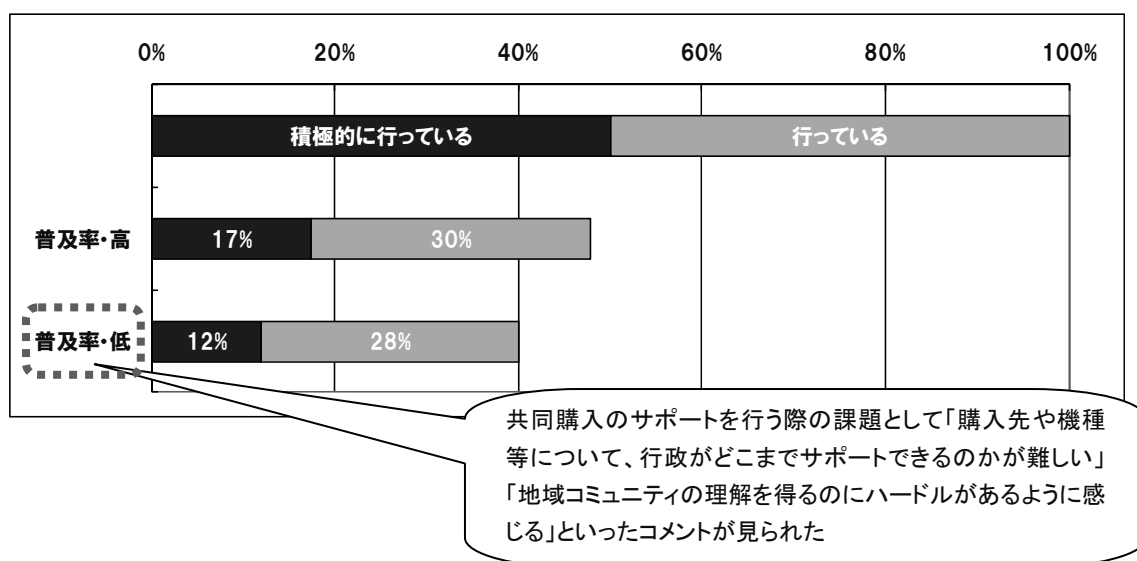
- ・広報の観点からは「広報誌、インターネットへの掲示、地域のラジオ局との連携した、複数の方法による広報」等、様々なアプローチを試されている例が見られた
- ・その他、「地域コミュニティへの個別説明会実施」「講義や寸劇等による啓発」等、手厚さや内容面において、独自の工夫が施された取組が見られた

④ 「共同購入のサポート」に関する分析

普及率の高い地域・低い地域の両方において、効果的だとする回答が多かった「共同購入のサポート」について、実施度等の比較結果は次の通り。

- 普及率の高い地域において、積極的に実施しているという回答が比較的多かった
- 普及率の低い地域におけるアンケート結果を詳しく見ると、「行政が共同購入のサポートをできるのかどうか」という点について不安を感じているコメントが見られた

【図表 8 : アンケート調査の結果】

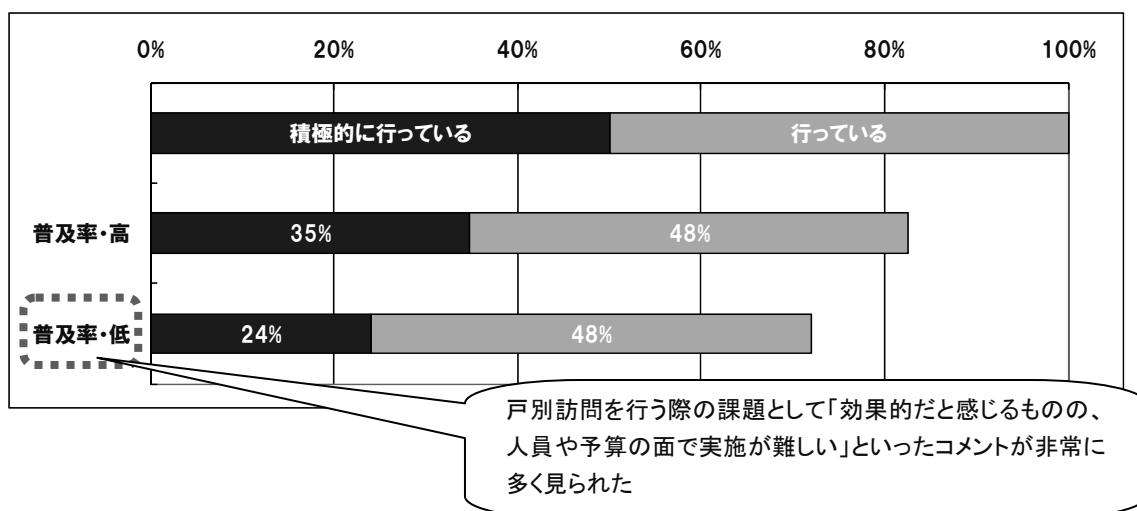


⑤ 「戸別訪問」に関する分析

普及率の高い地域・低い地域の両方において、効果的だとする回答が多かった「戸別訪問」について、実施度等の比較結果は次の通り。

- 普及率の高い地域において、積極的に実施している傾向が見られる
- 普及率の低い地域におけるアンケート結果を詳しく見ると、「人員や予算の面で実施が難しい」というコメントが多く見られた
- また全体的に、政令指定都市においては、戸別訪問が効果的であるという回答数が比較的少ない傾向が見られた

【図表 9 : アンケート調査の結果】

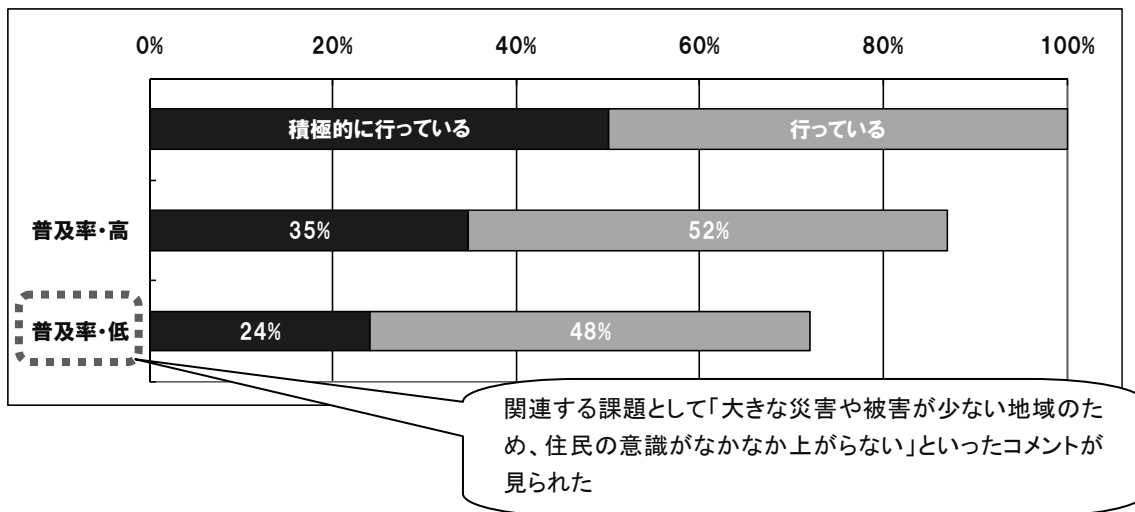


⑥ 「地域コミュニティとの連携」に関する分析

普及率の高い地域・低い地域の両方において、効果的だとする回答が多かった「地域コミュニティとの連携」について、実施度等の比較結果は次の通り。

- 普及率の高い地域において、積極的に実施している傾向が見られる
- 普及率の低い地域におけるアンケート結果を詳しく見ると、「災害が少なく、意識向上の機会が少ないため、住民からの協力が得られにくい」というコメントが見られた

【図表 10：アンケート調査の結果】

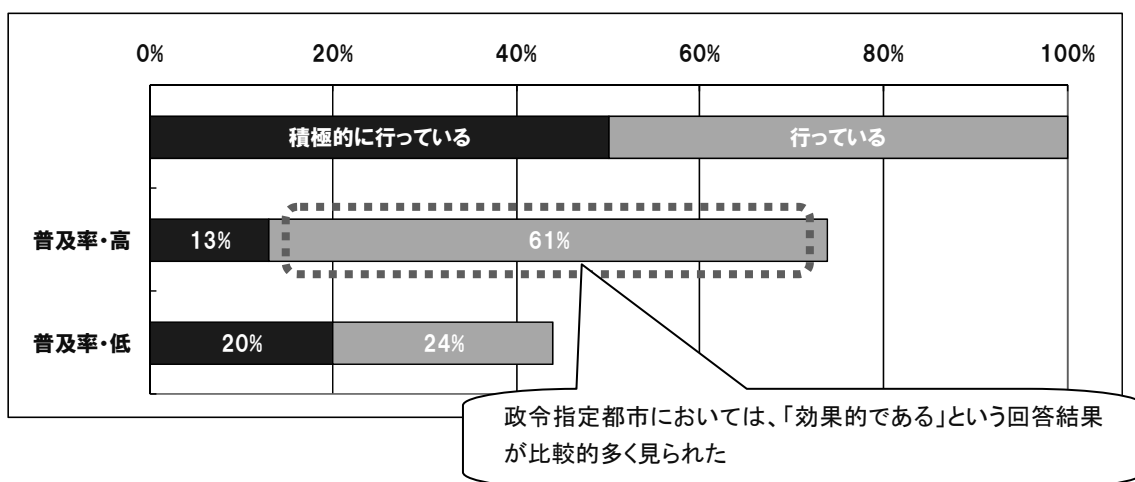


⑦ 「マスメディアとの連携」に関する分析

普及率の低い地域では効果に対する期待が高い一方、普及率の高い地域では効果的であったとする回答が少なかった「マスメディアとの連携」について、実施度等の比較結果は次の通り。

- 普及率の高い地域において、積極的にではないが、何らかの施策を実施している傾向が見られる
- 普及率の高い地域における回答者属性を詳しく見てみると、政令指定都市における消防本部では、「効果的である」という回答結果が比較的多くみられた

【図表 11：アンケート調査の結果】



⑧ その他の傾向

アンケートによる聞き取り調査における、その他の傾向は次の通り。

- 大規模の都市（政令指定都市）においては、普及活動の中盤以降について、「戸別訪問」を効果的だとする回答が比較的少なかった
- 大規模の都市（政令指定都市）においては、普及活動の中盤以降について、「奏功事例や周知のためのツールの、地域コミュニティへの提供」を効果的だとする回答が比較的多く見られた
- 中規模の都市においては、普及活動の中盤以降について、「イベント等の実施」を効果的だとする回答が比較的多く見られた

⑨ アンケートによる聞き取り調査の結果全体のまとめ

アンケートによる聞き取り調査の結果全体をまとめると、普及率の高い地域における活動の傾向について、次の図に示すような傾向が見られた。なお、本事業において、アンケートによる聞き取り調査に続いて実施した現地ヒアリング調査において、各消防本部の住警器普及の取組を担当している職員に対してこの結果を確認したところ、特に違和感はないとの回答を得ることができた。

【図表 12：普及推進活動の取組状況や都市の規模を踏まえた注力のポイント】

	活動初期～中盤	活動中盤～
都市の規模： 大規模	チラシ等の配布 共同購入に関するサポート との連携 マスコミ	戸別訪問 との連携 地域コミュニティ の実施 イベント
都市の規模： 中～小規模		

(なお、上の図においては、次の基準により整理を行っている。)

- 「活動初期」 普及率 0%～50%程度までの段階を想定
- 「活動中盤」 普及率 50%前後の段階を想定
- 「都市の規模:大規模」 政令指定都市規模の大都市を想定
- 「都市の規模:中～小規模」 政令指定都市以外の市町村を想定

以 上